

京都大学

Faculty of Law

法学部・法学研究科 概要

K y o t o U n i v e r s i t y
2 0 2 3



Graduate School of Law



目 次

法学研究科・法学部の歴史と現状	2
教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)	4
教員名一覧	14
学部開講科目	15
数字に見る学部学生の動向	16
大学院・法政理論専攻	18
大学院・法曹養成専攻(法科大学院)	20

学部生・院生の派遣留学制度	22
国際交流	23
法政策共同研究センター	24
図書室	26
法学会／有信会	27
キャンパス・マップ	28



ご挨拶



法学研究科長・
法学部長

唐渡 晃弘

京都大学法学部・法学研究科の歴史は、明治32（1899）年の京都帝国大学法科大学の開設にさかのぼります。それ以来、本学部・研究科は、日本の法学・政治学の教育・研究の中心として、学問の発展に大きな貢献をし、多くの人材を輩出してきました。卒業生・修了生は、学界、政界、官界、経済界、法曹界、国際機関やジャーナリズムの世界など、多岐にわたる分野で指導的な役割を果たし、日本社会、さらに国際社会で活躍してきました。

このように多様な分野で指導的な役割を果たす優れた人材を生み出してきた背景に、京都大学のもつ自由の学風があります。それは、学生と教員が分け隔てなく自由に討議を重ねるなかで、それぞれの思考を磨き、真理に迫ろうとする真摯な姿勢となっており、また、真理を歪めようとする外部からの不当な干渉に屈することなく、学問の自由を守り抜く断固たる態度となっており表れています。これらは本学部・研究科の基盤をなす思想であり、今後も受け継がれてゆくべき精神であると考えます。

自由の学風は厳しい自己研鑽を求めるものです。その表れである「自学自習」を支えるべく、本学部・研究科に置かれる学士課程、修士課程・博士後期課程、専門職学位課程（法科大学院）それぞれにおいて、教育目標、並びに学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの各方針が明示されたうえ、それに相応しい段階的なカリキュラム編成が行われ、科目の内容を吟味した適切な授業方法が採用されています。それぞれの課程では、自ら目標を設定し、それを達成するために必要なことを自ら考え抜き、実行することを求められています。とりわけ、少人数による演習形式、比較的多い人数で行われる双方向・多方向形式の授業は「討議」のなかで思考を磨くことに最も適したものであるとして重視されています。

さらに、本研究科は、企業法務を中心とする先端的な法的課題に対応できる専門家を養成するために修士課程に先端法務コースを設置し、また、法科大学院を修了後、研究者を目指して博士後期課程に進学・編入学する学生に対して特別な支援プログラムを提供するなど、本学部・研究科の教育・研究の理念や成果を広める次世代の研究者等の育成に特段の配慮を行い、力を注いでいます。

本学部・研究科には、現在、教授55名、准教授7名、さらに主として法科大学院の教育にあたる実務家教員4名が在籍しています。法学・政治学の多様な分野をカバーし、国の垣根を越えて研究をリードする、そして真摯に学ぼうとする学生の期待に正面から応えることのできる豊かな陣容であると自負するもので、ほぼ全ての科目を専任教員が担当しています。

京都大学法学部・法学研究科は、引き続き、法学・政治学の教育・研究の中心として広く社会に貢献していきたいと考えています。高い志をもつ多様な人が本学部・研究科に集い、切磋琢磨を通して自らを高め、法学・政治学の発展に寄与し、有為の人材として日本社会および国際社会において活躍されることを願っています。

1 法科大学 (1899～1919)

法学研究科・法学部の歩みは、明治32(1899)年創設の、京都帝国大学法科大学に始まります。法学研究科・法学部は、それ以来100年以上にわたって、時々の時流に追随することなく、学理を徹底して究明する姿勢を教育・研究の基本に、わが国の法学・政治学における教育・研究の中心的存在としての役割を果たしてきました。

法科大学は、わが国第二の「帝大法科」であり、先発の東京帝大法科の競争者として、教育面において、学生の選択の幅を広げて、「独立自修」の気風を養い、単なる知識習得とは異なる「法的修練」のため、独自の科目編成・演習・試験制度の導入等の取り組みがなされました。

2 旧制法学部 (1919～1949)

大正8(1919)年に学制改革が実施され、法科大学は京都帝国大学法学部に改組され、経済学部との分離もなされました。入学定員は順次拡大され、昭和初期には、毎年500人にも及ぶ学生を受け入れるようになり、多くの卒業生が社会の各方面において活躍するようになりました。教授陣も充実し、独創的な研究成果も次々に発表され、この時期、法学部の評価が大いに高められました。

こうした中で、昭和8(1933)年の京大(瀧川)事件が起きました。自由主義的言論に対する圧迫が強まる中、瀧川幸辰教授の刑法学説が問題とされ、法学部教授会の反対にもかかわらず、政府による瀧川教授休職処分が強行され、それに対する抗議として、多くの法学部教官が大学を去りました。このような行動を支えたのは、学問の真正な発達のためには、教員人事について、国家の干渉を断固として排除しなければならないという信念であり、瀧川事件での法学部の行動は、大正2・3(1913・1914)年の澤柳事件とともに、わが国における大学の自治の確立に大きく貢献することとなりました。



3 新制法学部 (1949～1992)

京都帝国大学は、昭和24(1949)年に、新制大学である、国立京都大学として生まれ変わりました。法学部も、昭和25(1950)年より、新制の学部生を受け入れ(定員250人)、昭和28(1953)年には、新制の大学院法学研究科を発足させました。

学部の入学定員は、昭和41(1966)年に、330人に増加し、昭和57(1982)年には、350人となりました。その後も入学定員は増加し続け、昭和61(1986)年以降は、定員の臨時増加により、400人から410人の新入学生を受け入れていました。また、大学卒業者、とりわけ社会人のための第三年次編入学制度の導入や外国学校出身者に対する特別選考制度など、多角的な門戸開放を積極的に推進し、社会的要請に応ずるとともに、多様な学生の相互啓発による教育効果の向上に努めてきました。

講座数も、着実に増加し、新しい学問分野に対する教育・研究の充実が図られました。また、昭和54(1979)年には、附属施設として「国際法政文献資料センター」を設置する等の、教育・研究環境の整備も積極的に行われました。

4 大学院の重点化 (1992～2004)

平成4(1992)年の、いわゆる大学院重点化により、これまで学部にあった講座を大学院博士課程に移し、学部教育は大学院の教員が兼担することとなりました。従来39あった学部の講座を21の大講座に再編して研究組織を柔軟化し、実務と積極的な交流をはかりつつ横断的かつ先端的な問題領域に取り組む「総合法政分析大講座」を設けました。高度に専門化した先端にあるいは実務的学問領域にかかる教育は大学院にゆだね、学部教育は基礎的科目に限定して段階的なカリキュラム編成とするように、その教育における役割の明確化が図られたのです。

大学院重点化と同時に、大学院レベルでの教育・研究体制の拡充をめざして、修士課程に法律・政策にかかるプロフェッショナル教育をめざす「専修コース」が新たに設けられました。平成10(1998)年には、実務との交流を一層促進し、実務志向型教育・研究をさらに充実させるために、第二の附属施設として「法政実務交流センター」を設置しました。

5 国立大学の法人化・法科大学院の設置

(2004～)

平成16(2004)年の国立大学の法人化により、これまで国立学校設置法に基づいて設置されていた京都大学は、「国立大学法人京都大学」が設置する京都大学となりました。法学研究科は、同年に抜本的な組織再編を行い、法政理論専攻・国際公共政策専攻及び法曹養成専攻の三専攻体制となりました。従来、研究者養成を担ってきた4つの専攻(基礎法学、公法、刑事法、政治学)は、法政理論専攻(修士課程入学定員15人、博士後期課程入学定員30人)に改編されました。その後、平成28(2016)年には修士課程に新たに先端法務コース(入学定員6名)が新設され、これに伴い従来の修士課程15名の定員分を研究者養成コースとし、博士後期課程の入学定員も24名に改められました。法政理論専攻は12の大講座により構成されますが、修士課程研究者養成コース及び博士後期課程では、広い視野に立って深い学識を修め、法学・政治学の分野における優れた研究能力と教育者としての資質を涵養すること、修士課程先端法務コースでは、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的としています。

国際公共政策専攻は、それまで教育プログラムとして運営されていた専修コースの趣旨をより明確にするため、組織を改編して設置されたものですが(入学定員30人)、平成18(2006)年には、これを発展的に解消し、経済学研究科と協力して、専門職学位課程である「公共政策大学院」が設けられました。

法曹養成専攻は、1学年160人(平成16(2004)年の創設から平成21(2009)年までは200人)の専門職大学院設置基準に基づく法科大学院(専門職学位課程)です。法科大学院制度は、日本社会の高度化・複雑化・国際化等に対応するための司法制度改革の中心に位置し、大学における法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させる「プロセスとしての法曹養成」という新しい考え方を中核とするものです。

法曹養成専攻の設置との関連において、法政実務交流センターに法科大学院準備部門を設置し、法実務及び行政実務の経験者を任期付のいわゆる実務家教員として任用する制度が設けられました。

このような改革との関連において、法学部教育も変容を受けることとなりました。法学部の学生定員は、平成12(2000)年から1学年360人となっていました。きめ細かな学部教育に資するため、平成16(2004)年からこれを330人に縮減するとともに、大幅なカリキュラム改革が実施されました。高度な専門的・技術的分野

の教育は、法曹養成専攻が中心となり、法学部においては、ゼネラリストとして社会の各界で活躍する人材を育成するため、幅広い学識・教養を修得させ、制度・社会に関する基本的知識を教授することに焦点が当てられています。

なお、平成28(2016)年から新しい教員組織を設ける「学域・学系制」が発足し、法学研究科の教員は、教員組織として「法学系」に所属しています。

近時においては、進路にかかる多様な志向に応えるために、カリキュラムの大幅な改正も行われています。平成29(2017)年度以降の入学者については、高い能力を持ち、より早く法曹として活躍したいと希望する学生が学部を3年で卒業することができる早期卒業制度を京都大学として初めて導入しました。また、令和2(2020)年度には、法学部において、京都大学法科大学院の教育課程と連携した法曹養成のための教育プログラムである「法曹基礎プログラム」が開設されました。

研究においても、各領域で果敢な挑戦が続けられています。さらに、科学技術の進歩と急速化するグローバル化・地球環境の変動などに伴って生じる社会システム全体のパラダイムシフトに対応するために、令和3(2021)年4月には、先端的な法政策課題について理論と実務が共同して学際的・国際的研究に取り組む法政策共同研究センターが設立されました。これは、従来の国際法政文献資料センターと法政策実務交流センターを発展的に改組したものです。



教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)

学部

〔教育目標〕

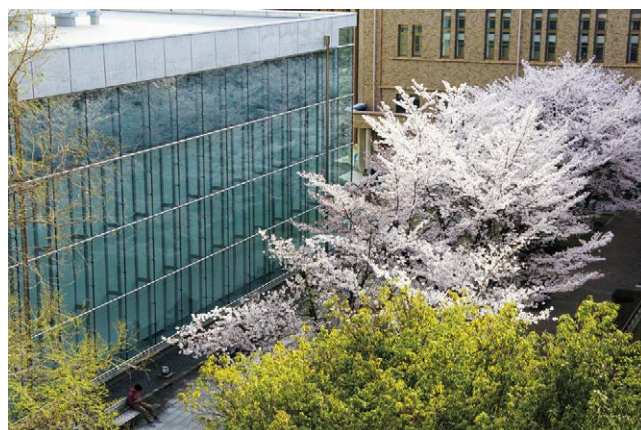
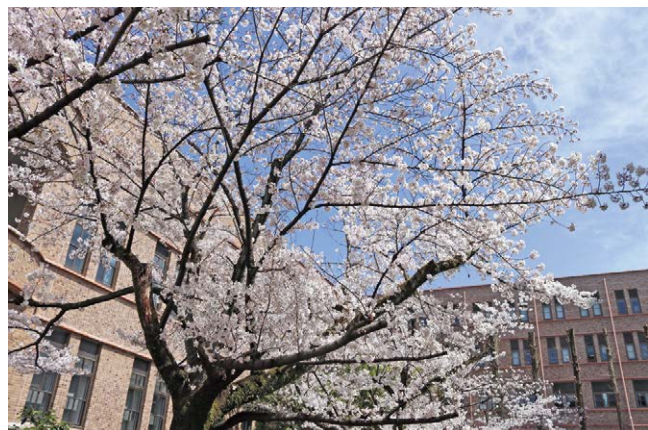
21世紀において、地球規模での交流が活発化し、科学技術や産業の革新が進む中、世界も日本も大きな転換期を迎えている今日、広い視野から国家・社会のあり方を深く考え、新たなビジョンを示して、時代を切り拓いていく優れた人材が求められています。

このような要請に応えるため、京都大学法学部は、自由の学風の下、豊かな教養を涵養し、国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要なる法学及び政治学等の基本的知識の修得並びに思考力、判断力、構想力及び表現力等の育成を図り、グローバルな視野から、法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉え、多様な価値観や文化を尊重し、地球・自然環境に配慮しつつ、多元的な課題の解決に取り組み、人々が協働し共に生きる社会の実現のために指導的な役割を果たすことができる優れた能力及び資質と高い志を備えた人材を養成することを教育目標としています。

〔卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)〕

法学部では、このような教育目標に基づいて、次の1に掲げる能力及び資質等を修得していることを、2に示す方法で確認し、卒業の認定を行い、学士の学位を授与します。

1. (1) 国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要なる法学及び政治学等の基本的知識を、原理・原則から論理的に体系づけて修得していること。
- (2) 豊かな教養を基盤として、(1)に掲げる知識を活用し、グローバルな視野から、法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉え、新しいニーズや取り組むべき課題を自ら見いだして、企画・立案を行い、課題を解決するために必要とされる論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていること。
- (3) 様々な分野で、多様な人々と協働し、指導的な役割を果たすために必要なるコミュニケーション能力、とりわけ、多様な考え方を的確に整理し、批判的に検討した上で、論拠に基づいて自らの意見を説得的に展開する文章力を身につけていること。



- (4) 学術研究職や高度専門職に進むために共通の前提となる法学及び政治学に関する理論的知識及び調査研究の方法の基礎を修得していること。
 - (5) グローバル社会において活躍するために必要な異文化理解能力及び英語その他の外国語を用いたコミュニケーション能力を身につけていること。
 - (6) 自主・独立の精神に基づいて、自らの将来計画に則り、対話を根幹とする自学自習を行う姿勢及びその方法を身につけていること。
 - (7) 多元的な課題の解決や人々が協働し共に生きる社会の実現等のために指導的な役割を果たそうとする高い倫理性と強い責任感を有していること。
2. (1) 4年(第3年次編入学者は2年)以上在学し、教養科目及び専門科目を履修して、所定の単位を修得した者について、卒業を認定し、学士の学位を授与します。なお、第3年次終了時までには教養科目及び専門科目について所定の単位を修得し、かつ法曹養成のための教育プログラム(法曹基礎プログラム)を修了する者であって、法科大学院の入学者選抜試験に合格したものについては、その意思に基づき、3年の在学をもって、卒業を認定し、学士の学位を授与します。
 - (2) 教養科目については、人文・社会科学科目(外国文献講読(法・英)を含む。)、自然科学科目及び統合科学科目、外国語科目並びに英語関連科目等から、それぞれ所定の単位を修得したことを要件とし、1に掲げる能力及び資質等の基盤が形成されていることを確認します。
 - (3) 専門科目については、法学及び政治学等の科目から、所定の単位を修得したことを要件とし、1に掲げる能力及び資質等を修得していることを確認します。その際、法及び政治を広い視野から多角的かつ総合的に捉える能力を身につけていることを確認するため、基礎法学・政治学及び公法・民刑事法から、所定の単位数を修得することを要件とします。

〔教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

1. 法学部では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施します。

- (1) 人間、社会及び自然に対する深い洞察力と人間性を育む教養教育の上に、法学及び政治学等の専門教育を行うことを基本としつつ、各自の将来計画や関心に応じた多様な学修を可能とする4年一貫の学士教育課程を編成します。
- (2) 教養教育については、国家・社会の制度や組織等の基礎にある人間、社会及び自然に関する知識や見方・考え方をより深く学び、法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉える基盤を形成し、倫理性や責任感を高めるために、人文・社会科学科目(外国文献講読(法・英)を含む。)、自然科学科目及び統合科学科目等を幅広く履修することを求めます。
- (3) 専門教育については、国家・社会の制度や組織の設計及び運営等に必要な法学及び政治学等の基本的知識を、原理・原則から論理的に体系づけて学修する専門科目を開講します。これらの専門科目は、法学及び政治学への導入となる入門科目(1回生担当)、法学及び政治学等の基礎的科目(2回生担当)及び発展的科目(3・4回生担当等)に編成し、履修登録単位数の上限制により、段階を踏んだ体系的な学修を着実にを行うことを求めます。
- (4) 専門教育において、自ら課題探究を行い、その成果の報告に基づいて自由闊達な討議を行う少人数制の演習科目(3・4回生担当)を開講します。法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉え、新しいニーズや取り組むべき課題を自ら見いだして、企画・立案を行い、課題を解決するために必要とされる論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等や、様々な分野で、多様な人々と協働し、指導的な役割を果たすために必要なコミュニケーション能力を修得するために、演習科目の履修を強く推奨します。
- (5) 教養教育及び専門教育を通じて、グローバルな視野及び多様な価値観や文化を尊重する姿勢が身につくようにすることを重視します。また、異文化理解能力、外国語を用いたコミュニケーション能力及び国際的な貢献を行う意欲をより高めるために、教養教育における外国語科目及び英語関連科目の履修を求め、英語による専門科目を提供するとともに、在学中の海外留学を奨励します。
- (6) 専門教育においては、卒業後の進路を見据えて、学術研究職や高度専門職に進む共通の前提となる法学及び政治学に関する理論的知識及び調査研究の方法の基礎を修得できるように配慮します。また、法学及び政治学等に関する知識や能力が現代社会においてどのように活用されているかを学ぶことができるように、実務家教員等が担当する実務的科目及び発展的科目を提供します。
- (7) 法曹を志望する者が、法学部での学業成績と面接等に基づく特別選抜により法科大学院に進学することができるよう、本学法科大学院の教育課程と連携して、法曹養成のための教育プログラム(法曹基礎プログラム)を提供しています。この法曹基礎プログラムは、(3)から(6)に掲げ



る専門科目により構成されるもので、必修科目及び選択必修科目などが定められ、科目を段階的かつ効果的に履修し、優秀な成績を修めることが求められます。早期卒業や特別選抜により法科大学院に進学するためには、法曹基礎プログラムを修了することが必要ですが、各自の将来計画や関心に基づいて、法曹基礎プログラムを修了せずに、法科大学院に進学し法曹になる道もひらかれています。

- (8) 教養教育及び専門教育を通じて、自主・独立の精神に基づいて、自らの将来計画に則り、対話を根幹とする自学自習を行う姿勢及びその方法が身につくようにすることを重視します。そのため、とくに演習科目の履修を推奨するとともに、図書等の充実した学習設備を活用して、学生が自主的な学習会等を行うことを奨励します。
2. 学生が自らの将来計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びにすべての科目の授業概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示します。また、Webシステム等を利用して、授業の事前及び事後の学習の指示や参考文献を示すなどして、学生の自学自習を支援します。
3. 教養科目の成績評価は、各科目の性質等に応じて、期末試験(筆記試験又はレポート試験)と平常点の2つの区分により行われ、人間、社会及び自然に関する知識や見方・考え方を深めていること、異文化理解や外国語を用いたコミュニケーションの基本的能力を修得していること、並びに、対話を根幹とする自学自習の基礎的な技法を身につけていることなどを、国際高等教育院が定める評価基準に基づいて判定します。

専門科目の成績評価については、長文論述(小論文)形式の筆記試験によることを原則とし、法学及び政治学等に関する基本的知識を確実に修得していること、修得した知識を活用して課題解決等を行うために必要となる思考力、判断力及び構想力、並びに多様な考え方を的確に整理し、批判的に検討した上で、自らの意見を説得的に展開する文章力等を身につけていることを厳格に判定します。

また、様々な分野で、多様な人々と協働し、指導的な役割を果たすために必要なコミュニケーション能力、高い倫理

性及び強い責任感を身につけているか否かについては、演習科目など少人数で行う授業科目等において確認します。

〔入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)〕

1. 法学部では、このような教育目標に基づいて編成・実施される教育課程において学び、学位授与の方針に示される能力及び資質等を修得して、様々な分野で指導的な役割を果たすことができるように、高等学校等において、国語、地理歴史、公民、数学、理科及び外国語などの教科・科目を幅広く履修し、深く学習するとともに、多様な課外活動の経験等を通じて、次に掲げる能力及び資質等を備える者の入学を期待しています。
 - (1) 国家・社会の制度や組織等の基礎及び背景を理解し、法、政治、経済及び社会を多角的かつ総合的に捉える基盤とするため、人間、社会及び自然に関する基本的知識及び見方・考え方を確実に身につけていること。
 - (2) 国家・社会の制度や組織の設計及び運営に携わり、企画立案を行い、課題を解決する基盤とするために、(1)に掲げる知識及び見方・考え方を活用して、多面的な課題を考える思考力、判断力及び構想力等の基本を身につけていること。
 - (3) 様々な分野で、多様な人々と協働し、指導的な役割を果たす基盤とするため、多様な考え方を理解し、論拠を示して自らの意見を述べることができる基本的なコミュニケーション能力、とりわけ論理的な文章を書く力の基本を身につけていること。
 - (4) グローバル社会において活躍するために必要な英語その他の外国語の基本的な四技能をバランスよく身につけていること。
 - (5) グローバルな視野から国家・社会に関する事象に強い関心を持ち、このような事象を本質から理解しようとする知的探究心を有すること。
 - (6) 人々が協働し共に生きる社会の実現を志す倫理性と責任感を持ち、未だ答えのない課題等を自ら見だし、文献や資料等を調査して、徹底して考え抜こうとする自学自習の姿勢を有していること。
2. 法学部では、1に掲げる能力及び資質等を備えているか否かを、次のような入学者選抜により判定します。

一般選抜においては、5教科8科目又は6教科8科目の大学入学共通テスト及び論述式試験を基本とする4教科の個別学力検査等により、1に掲げる(1)から(6)の能力及び資質等を総合的に判定します。

特色入試においては、5教科8科目又は6教科8科目の大学入学共通テスト及び調査書の成績、日本語と英語の文章を題材とした小論文試験により、1に掲げる(1)から(6)の能力及び資質等について、特に(3)(5)及び(6)の能力及び資質等を重視して総合的に判定します。



大学院 法政理論専攻

修士課程(研究者養成コース)及び博士後期課程

第一 法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)

〔教育目標〕

21世紀において、地球規模での活動や交流が活発に行われる中で、持続可能な開発を実現するとともに、各地域の歴史や文化等を踏まえつつ、多様な世界観や価値観等を有する人々の共存を図る法及び政治制度の構築が求められている。また、科学技術や産業等の革新に伴って惹き起こされる新たな課題や深刻な紛争を法的・政治的に解決することも必要とされている。

京都大学大学院法学研究科は、先人の叡智を継承しつつ、進取の精神に基づき、新たな知の地平を切り拓くことを志す自由な真理探究の学風の下、広い視野、高い倫理性及び強い責任感をもって、このような課題に果敢に取り組み、新たな法及び政治制度の構築や運用に貢献する卓越した人材を育成する。そのため、法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)においては、法学及び政治学の分野について、広い視野に立って、精深な学識を修めるとともに、自由な発想に基づいてみずから課題を定めて、多角的な視点から創造的な研究を行い、その研究成果を高い論理性及び実証性等を備えた論文にまとめることができる優れた研究能力を培うことを教育目標とする。

〔学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)〕

法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)では、このような教育目標に基づいて、次の1に掲げる能力及び資質等を修得し、専攻分野における優れた研究能力を有していることを、2に示す方法で確認し、修了の認定を行い、修士の学位を授与する。

1. (1) 法学及び政治学等に関する幅広い基本的知識を基礎として、専攻分野に関する精深な学識を修得し、国内外の学術論文を正確に読解することができること。

- (2) 自由な発想に基づいて、専攻分野において学術的意義を有し新規性のある課題を自ら設定できること。
 - (3) 自ら設定した課題について、外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等の知見を踏まえて、幅広い視野、批判的精神及び創造的な構想力をもって、多角的な視点から綿密な考察を行うことができること。
 - (4) 専攻分野等の研究者と共同で研究を行うなど学術上の交流を行うために必要なコミュニケーション能力を有していること。
 - (5) 自らの研究成果を、高い論理性及び実証性等を備えた論文にまとめ、法学及び政治学の発展に対する学術的貢献を果たすことができること。
 - (6) 法学及び政治学の研究に携わる者として、高い倫理性と強い責任感を有し、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを反省できること。
2. 2年以上在学し、研究指導を受け、本研究科が教育目標に沿って設定した科目の履修(リサーチ・ペーパーの作成も可能)及び論文指導を受けることにより、所定の単位を修得し、かつ、修士論文の審査及び所定の試験に合格すること。

〔教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

1. 法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施する。
 - (1) 学士課程において修得した法学及び政治学等の幅広い基本的知識を基礎として、専門分野に関する精深な学識並びに外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する知見を修得し、国内外の学術文献を正確に読解する力、優れた論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけることができるように、基礎法学、公法、民刑事法及び政治学の専門研究分野に分けて開設する科目(以下「専門研究分野に関する科目」という。)並びに専門研究分野を定めない特別科目を開講し、所定の単位を修得することを求める。また、専門研究分野に関する科目については、リサーチ・ペーパーを作成することを認める。
 - (2) 正指導教授及び2名の副指導教授による研究指導におい



ては、自主・自律を基礎として研究が行われるように、研究課題の設定、学術文献その他の関係資料等の調査及び収集等について必要な支援を行う。また、正指導教授による論文指導により、修士論文の執筆等について必要な支援を行う。

- (3) 大学院共通科目群の研究倫理・研究公正(人社系)の履修を求めるほか、専門研究分野に関する科目等の履修及び研究指導を通じて、高い倫理性及び強い責任感をもって研究を行い、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを反省する力を身につけることができるように留意する。
 - (4) 専攻分野等の研究者と共同で研究を行うなど学術上の交流を行うために必要なコミュニケーション能力を身につけることができるように、学会、シンポジウム及び研究会等に積極的に参加することを推奨する。
 - (5) TA(ティーチング・アシスタント)の機会を与えるなどして、教育に必要な基礎的素養が身につくように配慮する。
2. 学生が自らの研究計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びに授業科目の概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示し、履修指導を行う。
3. 専門研究分野に関する科目及び特別科目の成績評価については、研究報告及び質疑討論などにより、また、リサーチ・ペーパーの成績評価については、その内容を審査することにより、専門分野に関する精深な学識並びに外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する知見を修得し、国内外の学術文献を正確に読解する力、優れた論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていることを厳格に判定する。

修士論文については、専攻分野において学術的意義を有し新規性のある課題を設定し、外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する知見を踏まえて、幅広い視野、批判的精神及び創造的な構想力をもって、多角的な視点から綿密な考察を行い、その成果を高い論理性及び実証性等を備えた形でまとめたものであって、法学及び政治学の発展に対する学術的貢献を果たすものであるかを厳格に審査する。



〔入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)〕

1. 法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)では、このような教育目標に基づいて編成・実施される教育課程において研究を行い、学位授与の方針に示される能力及び資質等を修得し、優れた修士論文をまとめることができるように、学士課程における学修などを通じて、次に掲げる能力及び資質等を備える者の入学を期待する。

- (1) 法学及び政治学等に関する幅広い基本的知識を、原理・原則から論理的に体系づけて確実に修得していること。
- (2) 豊かな教養と(1)に掲げる知識を活用し、グローバルな視野から、法及び政治を多角的かつ総合的に捉え、取り組むべき課題を自ら見いだして、それを解決するために必要とされる論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていること。
- (3) 多様な考え方を的確に整理し、批判的に検討した上で、論拠に基づいて自らの意見を説得的に展開する文章力を身につけていること。
- (4) 外国語文献を読解する能力及び外国人研究者との学術的交流のための基礎となる外国語によるコミュニケーション能力を有していること。
- (5) 自主・独立の精神に基づいて、自らの将来計画に則り、対話を根幹とする自学自習を行う姿勢及びその方法を身につけていること。
- (6) 多様な価値観や文化を尊重し、地球・自然環境に配慮しつつ、多元的な課題の解決に取り組み、人々が協働し共に生きる社会の実現のために指導的な役割を果たす倫理性と責任感を有していること。

2. 法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)では、1に掲げる能力及び資質等を備えているか否かを、学士課程における法学及び政治学の学業成績の審査、法学及び政治学に関する専門的な学識や外国語文献の読解能力を問う筆答試験、並びに研究者としての資質を直接に確認するための口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。

また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。

第二 法政理論専攻博士後期課程

〔教育目標〕

21世紀において、地球規模での活動や交流が活発に行われる中で、持続可能な開発を実現するとともに、各地域の歴史や文化等を踏まえつつ、多様な世界観や価値観等を有する人々の共存を図る法及び政治制度の構築が求められている。また、科学技術や産業等の革新に伴って惹き起こされる新たな課題や深刻な紛争を法的・政治的に解決することも必要とされている。

京都大学大学院法学研究科は、先人の叡智を継承しつつ、進取の精神に基づき、新たな知の地平を切り拓くことを志す自由な真理探究の学風の下、広い視野、高い倫理性及び強い責任感をもって、このような課題に果敢に取り組み、新たな法



及び政治制度の構築や運用に貢献する卓越した人材を育成する。そのため、法政理論専攻博士後期課程においては、法学及び政治学の分野について、高等教育機関における教育研究又はその他の高度に専門的な職業に従事し指導的な役割を果たす人材として、みずからの研究計画に従って、精深で豊かな学識に基づき、広い視野と多面的・多角的な視点から独創的な研究を行い、その研究成果を精密な体系性、論理性及び実証性等を備えた論文にまとめ、国内外に発信することができる卓越した研究能力を培うことを教育目標とする。

〔学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)〕

法政理論専攻博士後期課程では、このような教育目標に基づいて、次の1に掲げる能力及び資質等を修得し、専攻分野において自立して研究を行う卓越した能力又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有していることを、2に示す方法で確認し、修了の認定を行い、博士の学位を授与する。

1. (1) 法学及び政治学等に関する幅広い知識を基礎として、専攻分野に関する精深で豊かな学識を修得し、国内外の学術論文を精密に読解することができること。
- (2) 自由な発想と先行研究に関する綿密な調査に基づいて、専攻分野において高い学術的意義を有し新規性のある課題を自ら設定できること。
- (3) 自ら設定した課題について、外国の理論及び制度、隣接する学問分野に関する高度な知見又は高度専門職業人としての豊かな経験等を踏まえて、幅広い視野、批判的精神及び創造的な構想力をもって、多角的な視点から総合的かつ独創的な考察を行うことができること。
- (4) 専攻分野等の研究者と共同で研究を行うなど学術上の交流を行い、研究成果を国内外に発信するために必要な高いコミュニケーション能力を有していること。
- (5) 自らの研究成果を、精密な体系性、論理性及び実証性等を備えた論文にまとめ、法学及び政治学の発展に対する重要な学術的貢献又は法及び行政等に関わる高度専門職における実務の理論化に対する重要な貢献を果たすことができること。
- (6) 法学及び政治学に関する自立した研究者又はその他の

高度に専門的な業務に従事する者として、高い倫理性と強い責任感を有し、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを深く反省できること。

2. 3年(法科大学院の課程を修了した者については2年)以上在学し、研究指導を受け、本研究科が教育目標に沿って設定した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ、博士論文の審査及び所定の試験に合格すること。なお、優れた研究業績を挙げた者については、1年以上の在学をもって足りるものとする。
3. 博士論文が学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究業績であると認められる場合には、その旨を示して表彰する。

〔教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

1. 法政理論専攻博士後期課程では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施する。
 - (1) 法学及び政治学等に関する幅広い知識を基礎として、専門分野に関する精深で豊かな学識並びに外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する高度な知見を修得し、国内外の学術文献を精密に読解する力、優れた論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけることができるように、基礎法学、公法、刑事法及び政治学の専門研究分野に関する科目並びに専門研究分野を定めない特別科目を開講し、所定の単位を修得することを求める。なお、社会人特別選考により入学した者については、これらの科目の単位を修得することを要しない。
 - (2) 正指導教授及び2名の副指導教授による研究指導においては、研究者として自立して優れた研究活動を行うことができるよう、幅広い視野から自己の研究を位置づけて、常に進取の精神をもって未踏の分野に挑戦し「知の体系」を創造するために必要な支援を行う。
 - (3) 大学院共通科目群の研究倫理・研究公正(人社系)の履修を求めるほか、専門研究分野に関する科目等の履修並びに研究指導を通じて、自立した研究者又はその他の高度に専門的な業務に従事する者として高い倫理性及び



強い責任感をもって研究を行い、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを深く反省する力を身につけることができるように留意する。

- (4) 国内外の研究者と共同で研究を行ったり、国際的に高い水準の議論を行ったりするなど学術上の協力体制を構築し、研究成果を発信するために必要な高いコミュニケーション能力を身につけることができるように、国内外の学会、シンポジウム及び研究会等へ積極的に参加することや留学等を推奨し、RA(リサーチ・アシスタント)等の機会を与える。
- (5) TA(ティーチング・アシスタント)の機会を与えるなどして、教育に必要な基礎的素養が身につくように配慮する。
2. 学生が自らの研究計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びに授業科目の概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示し、履修指導を行う。
3. 専門研究分野に関する科目及び特別科目の成績評価については、研究報告及び質疑討論並びにレポートなどにより、専門分野に関する精深で豊かな学識並びに外国の理論及び制度又は隣接する学問分野等に関する高度の知見を修得し、国内外の学術文献を精密に読解する力、優れた論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていることを厳格に判定する。

博士論文については、先行研究に関する綿密な調査に基づいて、専攻分野において高い学術的意義を有し新規性のある課題を設定し、外国の理論及び制度、隣接する学問分野に関する高度な知見又は高度専門職業人としての豊かな経験等を踏まえて、幅広い視野、批判的精神及び創造的な構想力をもって、多角的な視点から総合的かつ独創的な研究を行い、その成果を精密な体系性、論理性及び実証性等を備えた形でまとめたものであって、法学及び政治学に対する重要な学術的貢献又は法及び行政等に関わる高度専門職における実務の理論化に対する重要な貢献を果たすものであるかを厳格に審査する。

〔入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)〕

1. 法政理論専攻博士後期課程では、このような教育目標に基

づいて編成・実施される教育課程において研究を行い、学位授与の方針に示される能力及び資質等を修得し、優れた博士論文をまとめることができるように、修士課程及び専門職学位課程における学修や高度専門職業人としての実務経験などを通じて、次に掲げる能力及び資質等を備える者の入学を期待する。

- (1) 法学及び政治学等に関する幅広い基本的知識を基礎として、専攻分野に関する精深な学識を修得し、国内外の学術論文を正確に読解することができること。
 - (2) 自由な発想に基づいて、専攻分野において学術的意義を有し新規性のある課題を自ら設定できること。
 - (3) 自ら設定した課題について、外国の理論及び制度、隣接する学問分野又は高度専門職等に関する知見を踏まえて、幅広い視野と批判的精神をもって、多面的・多角的で綿密な考察を行うことができること。
 - (4) 専攻分野等の研究者と共同で研究を行うなど学術上の交流を行うために必要なコミュニケーション能力を有していること。
 - (5) 自らの研究成果を、創造性、論理性及び実証性等を備えた論文にまとめ、法学及び政治学に対する学術的貢献又は法及び行政等に関わる高度専門職における実務の理論化に対する貢献を果たすことができること。
 - (6) 法学及び政治学の研究に携わる者として、高い倫理性と強い責任感を有し、自らの研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを反省できること。
2. 法政理論専攻博士後期課程では、1に掲げる能力及び資質等を備えているか否かを、修士課程を修了し又は修了見込みの者等に対しては、修士論文等の審査及び外国語文献の読解能力を問う筆答試験、法科大学院を修了し又は修了見込みの者等に対しては、法科大学院における学業成績の審査や法学及び政治学に関する専門的な学識や外国語文献の読解能力を問う筆答試験、並びに社会人特別選考においては提出論文等に基づく書類審査のほか、研究者としての資質を直接に確認するための口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。

また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。



修士課程(先端法務コース)

【教育目標】

21世紀において、地球規模での活動や交流が活発に行われる中で、持続可能な開発を実現するとともに、各地域の歴史や文化等を踏まえつつ、多様な世界観や価値観等を有する人々の共存を図る法及び政治制度の構築が求められている。また、科学技術や産業等の革新に伴って惹き起こされる新たな課題や深刻な紛争を法的・政治的に解決することも必要とされている。

京都大学大学院法学研究科は、先人の叡智を継承しつつ、進取の精神に基づき、新たな知の地平を切り拓くことを志す自由な真理探究の学風の下、広い視野、高い倫理性及び強い責任感をもって、このような課題に果敢に取り組み、新たな法及び政治制度の構築や運用に貢献する卓越した人材を育成する。そのため、法政理論専攻修士課程(先端法務コース)においては、企業法務を中心とする先端的な法的問題の解決に取り組む専門職業人に必要とされる最新の学識を修得させ、高い調査能力及び分析・判断能力を培うことを教育目標とする。

【学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)】

法政理論専攻修士課程(先端法務コース)では、このような教育目標に基づいて、次の1に掲げる能力及び資質等を修得し、先端的な法的問題に関する高い調査能力及び分析・判断能力を有していることを、2に示す方法で確認し、修了の認定を行い、修士の学位を授与する。

1. (1) 法学等に関する幅広い基本的知識又は専門職業人としての経験等を基礎として、企業法務等に関する先端的な学識を修得し、学術論文を正確に読解することができること。
- (2) 自由な発想に基づいて、企業法務等に関する先端的で新規性のある課題を自ら設定できること。
- (3) 自ら設定した課題について、綿密な調査を行い、幅広い視野と批判的精神をもって、その結果を的確に分析し判断する高い能力を身につけていること。
- (4) 企業法務等の先端的な問題に関わる研究者や実務家と共同で調査研究を行うなど学術上の交流を行うために必

要なコミュニケーション能力を有していること。

- (5) 自らの研究成果を、論理性及び実証性等を備えた論文にまとめ、企業法務などの先端的な法的問題の解決に貢献を果たすことができること。
 - (6) 専門職業人として調査研究を行うことに対する高い倫理性と強い責任感を有し、自らの調査研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを反省できること。
2. 2年以上在学し、研究指導を受け、本研究科が教育目標に沿って設定した科目を履修して、所定の単位を修得し、かつ、修士論文の審査及び所定の試験に合格すること。なお、優れた調査研究業績を挙げた者については、1年以上の在学をもって足りるものとする。

〔教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

1. 法政理論専攻修士課程(先端法務コース)では、このような教育目標を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し実施する。
 - (1) 学士課程等において修得した法学等の幅広い基本的知識又は専門職業人としての経験等を基礎として、企業法務等に関する先端的な学識を修得し、学術論文を正確に読解する力、論理的思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を確実に身につけることができるように、企業法務などの先端法務に関する基本科目並びに基礎法学、公法、民刑事法及び政治学の専門研究分野に関する展開科目に区分して授業科目を開講し、所定の単位を修得することを求める。これらの授業科目においては、学術的な分析手法並びに裁判実務を中心とする法実務及び公共政策に関する理解を図ることができるように配慮する。
 - (2) 正指導教授及び2名の副指導教授による研究指導等においては、自主・自律を基礎として調査研究が行われるように、課題の設定、学術文献その他の関係資料等の調査及び収集並びに論文の執筆等について必要な支援を行う。
 - (3) 大学院共通科目群の研究倫理・研究公正(人社系)の履修を求めるほか、基本科目及び展開科目の履修並びに研究指導等を通じて、高い倫理性及び強い責任感をもって調査研究を行い、自らの調査研究が人や自然との調和ある共存にかなうものであるかを反省する力を身につけるこ

とができるように留意する。

- (4) 企業法務等の先端的な問題に関わる研究者や実務家と共同で調査研究を行うなど学術上の交流を行うために必要なコミュニケーション能力を身につけることができるように、学会、シンポジウム及び研究会等へ積極的に参加することを推奨する。
2. 学生が自らの研究計画に基づいて適切な科目履修を行うことができるように、コース・ツリー並びに授業科目の概要・目的、到達目標、授業計画及び評価方法を明記したシラバスを示し、履修指導を行う。
3. 基本科目及び展開科目の成績評価については、研究報告及び質疑討論並びにレポートなどにより、企業法務等に関する先端的な学識を修得し、学術論文を正確に読解する力、論理的思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていることを厳格に判定する。

修士論文については、企業法務等に関する先端的で新規性のある課題を設定し、綿密な調査を行い、幅広い視野と批判的精神をもって、的確に分析・判断し、その成果を、創造性、論理性及び実証性等を備えた形でまとめたものであって、企業法務などの先端的な法的問題の解決に貢献するものであるかを厳格に審査する。

〔入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)〕

1. 法政理論専攻修士課程(先端法務コース)では、このような教育目標に基づいて編成・実施される教育課程において研究を行い、学位授与の方針に示される能力及び資質等を修得し、修士論文をまとめることができるように、学士課程における学修や企業等の法務に従事する職業人としての経験等を通じて、次に掲げる能力及び資質等を備える者の入学を期待する。
 - (1) 法学及び政治学等に関する幅広い基本的知識を、原理・原則から論理的に体系づけて確実に修得していること。
 - (2) 豊かな教養と(1)に掲げる知識を活用し、グローバルな視野から、法を多角的かつ総合的に捉え、新しいニーズ等を自ら見いだして、企画・立案を行い、問題を解決するために必要とされる論理的な思考力、公正な判断力及び創造的な構想力等を身につけていること。
 - (3) 多様な考え方を的確に整理し、批判的に検討した上で、論拠に基づいて自らの意見を説得的に展開する文章力を身につけていること。
 - (4) グローバル社会において活躍するために必要な異文化理解能力及び英語その他の外国語を用いたコミュニケーション能力を有していること。
 - (5) 自主・独立の精神に基づいて、自らの将来計画に則り、対話を根幹とする自学自習を行う姿勢及びその方法を身につけていること。
 - (6) 多様な価値観や文化を尊重し、地球・自然環境に配慮しつつ、多元的な課題の解決に取り組み、人々が協働し共に生きる社会の実現のために指導的な役割を果たす倫理



性と責任感を有していること。

2. 法政理論専攻修士課程(先端法務コース)では、1に掲げる能力及び資質等を備えているか否かを、法学及び政治学に関する専門的な学識や外国語文献の読解能力を問う筆答試験や口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。

専門職学位課程(法科大学院)

〔教育目標〕

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを、目的とする。この目的のために、本法科大学院では、自主・独立の精神と批判的討議を重んじる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法曹となるにふさわしい優れた専門的学識及びその応用能力並びに法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養を修得させつつ、とりわけ法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い倫理的責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。

〔学位の授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)〕

1. 本法科大学院では、社会の様々な分野で必要とされる法曹となるにふさわしい優れた教養、専門的学識及びその応用能力並びに法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養を備えた者に、課程の修了を認めて学位を授与する。特に、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い倫理的責任感及び先端的問題の解決に取り組む総合的な法的能力を身に付けたことを重視する。
2. このような観点から、課程修了及び学位授与の要件は次のとおりとする。
 - (1) 所定の年限を在学したこと



- (2) 本法科大学院がその教育目標に基づいて、法曹となるにふさわしい優れた専門的学識及びその応用能力並びに法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養を修得させるに適したかたちで段階的かつ体系的に設定する所定の教育課程に沿った教育を受けたこと
- (3) 所定の単位を修得し、かつ、基礎科目、基幹科目、実務選択科目、選択科目I及び選択科目II(司法試験選択科目に係る科目を含む)の各科目群についての必要修得単位が含まれること
- (4) 評点平均について所定の基準を満たすこと

〔教育課程編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)〕

1. 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを、目的とする。

この目的のために、本法科大学院では、自主・独立の精神と批判的討議を重んじる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法曹となるにふさわしい優れた専門的学識及びその応用能力並びに法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養を修得させつつ、とりわけ法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い倫理的責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図る。
2. 本法科大学院では、上記の教育目標を実現するため、次に掲げる点を重視して教育課程を編成し、実施する。
 - (1) 討議を重視した少人数教育 法制度の多角的な分析を通じて高度の批判的思考能力や法的な対話能力を習得することができるように、双方向・多方向的な討議を重視した少人数教育を行う。特に、必修科目はクラス制による少人数授業とする。
 - (2) 法制度に関する原理的・体系的な理解と論理的思考能力の涵養 法制度に関する原理的・体系的な理解や緻密な論理的思考能力が涵養されるように、基礎科目及び基幹科目を段階的・体系的に配置するとともに、基礎科目及

び基幹科目を必修とする。

- (3)理論と実務の架橋 理論と実務の架橋の上に高度な知見を獲得することができるように、基幹科目において理論的な科目と実務的な科目を有機的に組み合わせるとともに、実務選択科目を開設して選択必修とする。また、法律実務の基礎及び法曹倫理に関する科目について、経験豊富な実務家教員が担当する体制を整える。
- (4)多様な専門性と総合的な能力の向上 法的問題を社会的構造や歴史軸の中で捉える広い視野や、最先端の法律問題に取り組む法的能力を獲得することができるように、選択科目Ⅰ及び選択科目Ⅱ(司法試験選択科目に係る科目を含む)において多様な基礎法学・隣接科目及び展開・先端的科目を開設して選択必修とする。これらの科目については、公共政策大学院との連携も図る。
- (5)創造的な知的探究心の涵養 創造的な知的探究心を深め、それを自由に発揮することができるように、リサーチ・ペーパー科目や法政理論専攻との共通科目を充実させ、その履修を推奨する。
- (6)厳格な成績評価 当該各科目の学修目標の達成度を尺度とした所定の成績評価基準、科目群ごとに定める評価方法、及び、シラバスに明示した成績評価方法に基づき、筆記試験の成績、平常点の成績等により厳格な成績評価及び単位認定を行うとともに、評点平均を用いて進級判定及び修了認定の基準とする。

〔入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)〕

1. 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを、目的とする。この目的の下、本法科大学院では、法制度の役割や人間と社会の在り方に対する強い関心をもって法曹を志し、また、法曹となるにふさわしい優れた資質と能力を備えた学生を求めている。
2. 入学者選抜にあたっては、入学者が、本法科大学院において専門的学識及びその应用能力並びに法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力を有するかどうかを、適

確かつ客観的に評価し、判定するものとする。また、多様な知識又は経験を有する者を入学させるため、公平性、開放性及び多様性の確保に重点を置き、大学で法律学を学んだ者に限らず、他分野での専門的知識や社会的経験を有する者も含めて、強い意欲と優れた資質と能力をもった人材を広く受け入れる。そのために、法学既修者枠と法学未修者枠を区別して選抜を実施するとともに、一般選抜以外に、法学部3年次生や他学部出身者・社会人を対象とする特別選抜を実施する。

3. 法学既修者枠の入学者選抜では、書類審査を通じて志願者の学習意欲及び学習態度を把握するとともに、書類審査及び論述式(法律科目試験)において、志願者が基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、それを応用するための法的な推論、分析、構成及び論述等の基本的能力を備えているかを判定する。また、法学未修者枠の入学者選抜では、書類審査を通じて志願者の学習意欲・学習態度並びに他分野での専門的学習の成果や社会的経験を把握するとともに、書類審査及び小論文試験又は口述試験において、志願者が本法科大学院での履修の前提として要求される論理的思考・判断力、理解・分析力、構成力、及び論述・表現力を備えているかを判定する。
4. 本法科大学院では、以上に加え、「京都大学(大学院法学研究科)及び京都大学(法学部)の法曹養成連携協定」に基づき、法学既修者枠の入学者選抜において、本法科大学院の教育課程と円滑に接続し、体系的に編成された京都大学法学部の教育課程(法曹基礎プログラム)における教育を受けた者に対して、論述式試験によらない特別選抜(5年一貫型教育選抜)を実施する。5年一貫型教育選抜では、書類審査及び口述試験において、志願者の学習意欲及び学習態度を把握するとともに、上記3.の法学既修者と同等の基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、それを応用するための法的な推論、分析、構成及び論述等の基本的能力を備えているかを判定する。ただし、受験した年度内に京都大学法学部の法曹基礎プログラムを修了できないことが確定した場合には、入学を認めないこととする。



教員名一覧 (2023年4月1日現在)

法政理論専攻

川濱 昇	教	授
前田 雅弘	教	授
鈴木 基史	教	授
山本 敬三	教	授
塩見 淳	教	授
伊藤 孝夫	教	授
横山 美夏	教	授
中西 寛	教	授
笠井 正俊	教	授
唐渡 晃弘	教	授
酒井 啓亘	教	授
土井 真一	教	授
毛利 透	教	授
建林 正彦	教	授
山田 文	教	授
高山佳奈子	教	授
中西 康	教	授
橋本 佳幸	教	授
西谷 祐子	教	授
待鳥 聡史※	教	授
安田 拓人	教	授
濱本正太郎※	教	授
和久井理子	教	授
堀江 慎司	教	授
曾我 謙悟※	教	授
船越 資晶	教	授
森川 輝一※	教	授
島田 幸典	教	授
鈴木 秀光	教	授
仲野 武志	教	授
稲森 公嘉	教	授
曾我部真裕	教	授
齊藤 真紀	教	授
池田 公博	教	授
玉田 大	教	授
奈良岡聡智	教	授
原田 大樹	教	授
吉政 知広※	教	授
近藤 正基※	教	授
ヒジノ,ケン・ビクター・レオナード	教	授
愛知 靖之	教	授
佐々木 健◇	教	授
白井 正和	教	授
佐藤 団	教	授
木村 敦子	教	授
西内 康人	教	授
田中 晶国	教	授
コツィオール,ガブリエーレ	教	授
稲谷 龍彦	教	授
山下 徹哉	教	授
長野 史寛	教	授
島田 裕子	教	授
山田 哲史	教	授
和田 勝行	教	授

高橋 陽一	教	授
高谷 知佳	准	教 授
マーフィー,マハン・スティーブン	准	教 授
近藤 圭介	准	教 授
須田 守	准	教 授
宇治 梓紗	准	教 授
石間 英雄	准	教 授
音無 知展	准	教 授
アルバレス オルテガ ミゲル	特定	准教授
※は公共政策大学院と兼務		
◇は国際高等教育院と兼務		
#は理事と兼務		

法曹養成専攻(法科大学院)

前田 雅弘	教	授
塩見 淳	教	授
伊藤 孝夫	教	授
横山 美夏	教	授
笠井 正俊	教	授
唐渡 晃弘	教	授
酒井 啓亘	教	授
土井 真一	教	授
山田 文	教	授
高山佳奈子	教	授
中西 康	教	授
橋本 佳幸	教	授
堀江 慎司	教	授
仲野 武志	教	授
稲森 公嘉	教	授
曾我部真裕	教	授
池田 公博	教	授
玉田 大	教	授
原田 大樹	教	授
愛知 靖之	教	授
白井 正和	教	授
木村 敦子	教	授
西内 康人	教	授
長野 史寛	教	授
高橋 陽一	教	授
中川 博之	教	授
本多 俊雄	教	授
古財 英明	教	授
村上 史祥	教	授
三宅知三郎	特別	教授
恒光 直樹	特別	教授
村瀬 謙一	特別	教授
村上 創	特別	教授
拾井 美香	特別	教授

法政策共同研究センター

土井 真一	教	授
曾我 謙悟	教	授
山本 敬三	教	授
西谷 裕子	教	授

稲谷 龍彦	教	授
山田 哲史	教	授
原田 大樹	教	授
本多 俊雄	教	授
中川 博之	教	授
古財 英明	教	授
村上 史祥	教	授
村上 創	特別	教授
三宅知三郎	特別	教授
恒光 直樹	特別	教授
植田裕紀久	特別	教授
拾井 美香	特別	教授
村瀬 謙一	特別	教授
柴田 高広	特定	教授
藤田 知美	客員	教授
酒匂 景範	客員	教授
住田 浩史	客員	教授
徳田 琢	客員	教授
松尾 洋輔	客員	教授
佐藤 泰弘	客員	教授
荻野 徹	客員	教授
池上 正喜	客員	教授

学部開講科目 (令和5年度)

卒業に必要な単位数

教養科目	人文・社会科学科目群 (外国文献講読(法・英)Ⅰ・Ⅱ-E1各2単位を含む) 16単位以上
	自然科学科目群及び統合科学科目群 6単位以上
	外国語科目群 24単位以上 英語 8単位(英語リーディング4単位及び英語ライティング・リスニングA・B各2単位) その他の外国語(ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語のうちいずれか1か国語)16単位以上
	情報学科目群 6単位まで
	健康・スポーツ科目群 6単位まで(スポーツ実習は2単位まで)
	少人数教育科目群 2単位まで
	キャリア形成科目群(E科目に限る) 4単位まで
	小計 56単位以上
【注意】卒業に必要な教養科目の単位の合計56単位以上のうち、8単位以上はE科目に指定されている科目であること。(外国文献講読(法・英)Ⅰ・Ⅱ各2単位 計4単位を含む。)	
専門科目	専門科目(演習4単位を含む) 80単位
	合計 136単位



	科目名	配当学年	単位数
基礎法学	法理学	2・3・4	4
	法社会学	2・3・4	4
	日本法制史	2・3・4	4
	西洋法制史	2・3・4	4
	ローマ法	2・3・4	4
	東洋法史	2・3・4	4
	英米法概論	3・4	4
	ドイツ法	3・4	4
	フランス法	3・4	2
	憲法(統治機構)	1・2・3	2
公法	憲法(基本権)	2・3	4
	憲法(総論・憲法訴訟)	2・3・4	2
	行政法(総論)	2・3・4	4
	行政法(行政訴訟)	3・4	2
	行政法(国家補償)	3・4	2
	租税法	3・4	4
	国際法(総論・領域)	2・3・4	4
	国際法(対人管轄・紛争)	3・4	4
	国際機構法	3・4	4
	民法(総論・総則・親族)	1・2・3	4
民刑事法	民法(物権)	2・3・4	4
	民法(債権総論・相続)	2・3・4	4
	民法(債権各論)	3・4	4
	商法(会社)	3・4	4
	商法(総則・商行為)	3・4	2
	商法(手形)	3・4	2
	経済法	3・4	4
	知的財産法	3・4	4
	民事訴訟法	3・4	4
	国際私法	3・4	4
政治学	国際取引法	3・4	2
	労働法	3・4	4
	社会保障法	3・4	2
	刑法(総論)	2・3	4
	刑法(各論)	2・3・4	4
	刑事訴訟法	2・3・4	4
	刑事学	3・4	4
	政治原論	2・3・4	4
	政治過程論	2・3・4	4
	比較政治学	2・3・4	4
	アメリカ政治	2・3・4	4
	国際政治学	2・3・4	4
	国際政治経済分析	2・3・4	4
	政治史	2・3・4	4
	日本政治外交史	2・3・4	4
	政治思想史	2・3・4	4
	行政学	2・3・4	4
	公共政策	2・3・4	4

	科目名	配当学年	単位数
1回生 配当科目	法学入門	1	2
	政治学入門Ⅰ	1	2
	政治学入門Ⅱ	1	2
	家族と法	1	2
	法学政治学基礎演習A・B	1	1
外国文献 研究	外国文献研究(独)	3・4	2
	外国文献研究(仏)	3・4	2
	外国文献研究(英)	3・4	2
	ミクロ経済学1	2・3・4	2
	ミクロ経済学2	2・3・4	2
経済科目	社会経済学1	2・3・4	2
	財政学	2・3・4	2
	金融論	2・3・4	2
	経済史	2・3・4	2
	会計学	2・3・4	2
	金融政策	3・4	2
	経済政策論	3・4	2
	租税論	3・4	2
	統計学2	3・4	2
	企業分析	3・4	2
特別科目	経済学史	3・4	2
	日本経済史	3・4	2
	欧米経済史	3・4	2
	社会政策論	3・4	2
	「情報と法」	3・4	2
	「上場会社の法規制」	3・4	2
	「倒産処理法(総論・法人破産)」	3・4	2
	「倒産処理法(再生・更生・個人破産)」	3・4	2
	「民事執行・保全法」	3・4	2
	「日本政治思想史」	3・4	4
演習	「外交史」	3・4	4
	「European Private Law(European Union)」	2・3・4	2
	「European Private Law(European Legal Systems)」	2・3・4	2
	「Japanese Politics from a Comparative Perspective」	2・3・4	2
	「International History 1900 to the Present」	2・3・4	2
	「現代社会と裁判」	2・3	2
	「現代社会と弁護士」(弁護士法人大江橋法律事務所寄附講義)	1・2・3	2
	「生命保険の実務と法」(日本生命保険相互会社寄附講義)	3・4	2
	「金融法と銀行実務」(株式会社三井住友銀行寄附講義)	3・4	2
	「信託法の理論と実務」(三井住友信託銀行株式会社寄附講義)	3・4	2
	「国際企業取引の実務と法」(住友商事株式会社寄附講義)	3・4	2

数字に見る学部学生の動向

学部入学者数の推移 (1974～2023年度)

年 次	定 員	入学許可者		
		男子	女子	合計
昭和49 (1974)	330	312	18	330
昭和50 (1975)	330	312	18	330
昭和51 (1976)	330	328	8	336
昭和52 (1977)	330	314	15	329
昭和53 (1978)	330	320	17	337
昭和54 (1979)	330	315	14	329
昭和55 (1980)	330	314	16	330
昭和56 (1981)	330	299	34	333
昭和57 (1982)	350	317	33	350
昭和58 (1983)	350	310	40	350
昭和59 (1984)	350	320	30	350
昭和60 (1985)	350	301	49	350
昭和61 (1986)	400	346	54	400
昭和62 (1987)	400	344	69	413
昭和63 (1988)	400	357	69	426
平成元 (1989)	400	310	105	415
平成 2 (1990)	400	321	84	405
平成 3 (1991)	410	359	56	415
平成 4 (1992)	410	340	72	412
平成 5 (1993)	410	338	80	418
平成 6 (1994)	400	321	87	408
平成 7 (1995)	400	305	103	408
平成 8 (1996)	400	313	94	407
平成 9 (1997)	400	307	99	406
平成10 (1998)	390	308	88	396
平成11 (1999)	380	295	97	392
平成12 (2000)	360	270	98	368
平成13 (2001)	360	283	82	365
平成14 (2002)	360	264	103	367
平成15 (2003)	360	256	109	365
平成16 (2004)	330	250	86	336
平成17 (2005)	330	268	65	333
平成18 (2006)	330	261	74	335
平成19 (2007)	330	260	77	337
平成20 (2008)	330	261	75	336
平成21 (2009)	330	237	100	337
平成22 (2010)	330	240	96	336
平成23 (2011)	330	258	80	338
平成24 (2012)	330	260	77	337
平成25 (2013)	330	248	90	338
平成26 (2014)	330	248	87	335
平成27 (2015)	330	242	94	336
平成28 (2016)	330	245	93	338
平成29 (2017)	330	234	106	340
平成30 (2018)	330	250	87	337
令和元 (2019)	330	254	84	338
令和 2 (2020)	330	237	102	339
令和 3 (2021)	330	248	89	337
令和 4 (2022)	330	251	85	336
令和 5 (2023)	330	234	101	335

データは過去50年分に限って掲載しています。

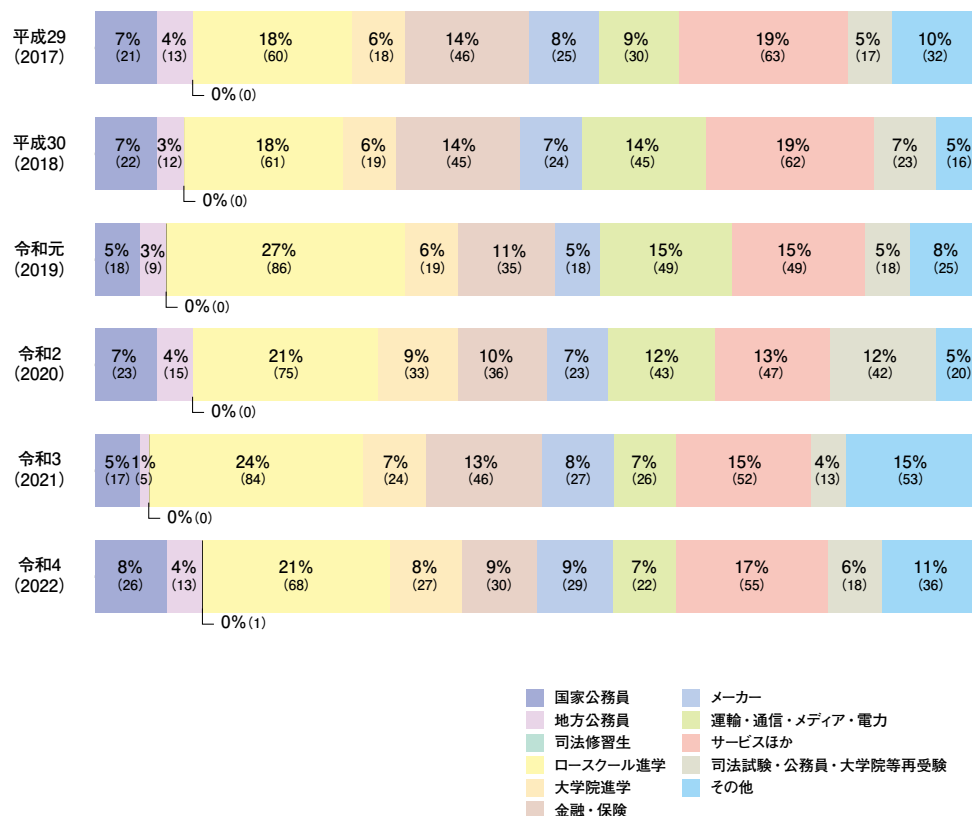
学部卒業者数の推移 (1973～2022年度)

卒業年度	卒 業 者		
	男子	女子	合計
昭和48 (1973)	279	6	285
昭和49 (1974)	333	9	342
昭和50 (1975)	285	16	301
昭和51 (1976)	331	16	347
昭和52 (1977)	360	21	381
昭和53 (1978)	334	13	347
昭和54 (1979)	345	18	363
昭和55 (1980)	344	18	362
昭和56 (1981)	371	11	382
昭和57 (1982)	353	19	372
昭和58 (1983)	326	13	339
昭和59 (1984)	358	18	376
昭和60 (1985)	355	30	385
昭和61 (1986)	341	44	385
昭和62 (1987)	322	29	351
昭和63 (1988)	337	35	372
平成元 (1989)	297	49	346
平成 2 (1990)	286	46	332
平成 3 (1991)	329	55	384
平成 4 (1992)	349	63	412
平成 5 (1993)	338	92	430
平成 6 (1994)	317	82	399
平成 7 (1995)	340	81	421
平成 8 (1996)	345	85	430
平成 9 (1997)	333	102	435
平成10 (1998)	310	79	389
平成11 (1999)	315	87	402
平成12 (2000)	315	107	422
平成13 (2001)	316	108	424
平成14 (2002)	345	114	459
平成15 (2003)	439	153	592
平成16 (2004)	341	120	461
平成17 (2005)	283	127	410
平成18 (2006)	308	118	426
平成19 (2007)	253	102	355
平成20 (2008)	299	94	393
平成21 (2009)	260	94	354
平成22 (2010)	252	83	335
平成23 (2011)	282	80	362
平成24 (2012)	259	80	339
平成25 (2013)	228	108	336
平成26 (2014)	264	86	350
平成27 (2015)	275	76	351
平成28 (2016)	240	96	336
平成29 (2017)	235	90	325
平成30 (2018)	238	91	329
令和元 (2019)	224	102	326
令和 2 (2020)	257	100	357
令和 3 (2021)	253	94	347
令和 4 (2022)	242	83	325

データは過去50年分に限って掲載しています。

数字に見る学部学生の動向

学部卒業生の進路 (2017～2022年度)



大学院・法政理論専攻

法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを、同修士課程(先端法務コース)は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的としています。また、同専攻博士後期課程は、法学・政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力ある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的としています。

本研究科には、基礎法学、公法、民刑事法、政治学の4専門研究分野がおかれており、法政理論専攻の大学院生はいずれかの専門研究分野に所属します。修士課程(研究者養成コース)及び博士後期課程の大学院生は、外国専門文献の講読・資料調査分析等を行う授業・演習の履修や論文執筆指導等を通じて、みずからの研究計画を具体化し、研究成果を論文へとまとめることにより、独立した研究者としての修養を重ねていくことになります。また、修士課程(先端法務コース)の大学院生は、先端的な問題の解明に不可欠な、アカデミックな分析手法、裁判実務を中心とする法実務、公共政策の理解を十分に獲得することが可能となるよう、本コース生の受講を優先する基本科目と、研究者養成コース生と並んで討議する展開科目等を受講し、企業法務を中心とする先端的かつ複雑な法的問題に的確に対応しうる高度な調査能力、分析・判断能力を培っていくことになります。法政理論専攻のカリキュラムでは、自由選択制を基本とし、院生の自主的研究を尊重する姿勢をとっています。

修士課程(研究者養成コース)(修業年限は2年)は募集人員を15人とし、その入学試験には、学科試験、論文試験および京都大学法学部学生のみを対象とする書類選考の3種類があります。修士課程(先端法務コース)(修業年限は2年)は募集人員を6人とし、その入学試験には、学科試験と、会社、法律事務所、官公庁等に在職している者を対象とした社会人特別選考の2種類があります。また、両コースにそれぞれ外国人留学生に対して特別選抜が用意されています。入学後、修士課程での教育を経て、修士論文を提出し、所定の試験に合格した者には、修士(法学)の学位が授与されます。

博士後期課程(修業年限は3年)の入学定員は24人で、法政理論専攻修士課程(研究者養成コース)修了者だけでなく、法曹養成専攻の修了者からの進学者も受け入れる制度となっています。また、他大学で修士課程(もしくは博士前期課程)または専門職学位課程を終えた者や高度専門職の実務経験を有した者に対して編入を認める制度もあります。さらに、外国人留学生については特別選抜もあります。

博士後期課程では、大学院での研究の集大成のため論文を書き上げて公表することが大きな目標となります。博士後期課程での教育を経て、博士論文を仕上げて学位を申請し、所定の試験に合格すれば、博士(法学)の学位が授与されます。博

士の学位の取得を促進・支援するために、年度ごとに院生にその年度における学習状況と博士論文作成に向けた進捗状況を記載した文書を作成させ、これをもとにして個々の院生の研究進捗状況を把握するほか、年に2回、予備審査を経て博士論文審査を受ける機会を設けています。平成18年度からこの制度を導入することにより、申請数・学位授与数のいずれについても顕著な成果が挙がっています。以上のほか、博士(法学)の学位は、学術論文を本研究科に提出して学位を申請し、論文審査および所定の口述試験・語学試験・専門科目試験に合格することにより授与されることもあります(いわゆる論文博士)。

博士後期課程を終えた者は、大学の教職その他の研究職に進路を求めるのが通例です。本研究科は、旧制大学院以来、今日に至るまで、優秀な人材を輩出し、修了者は、国内外において質量両面で研究実績を重ね、すぐれた社会的貢献を行っています。

法政理論専攻の開講科目

基礎法学	日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史、法理学、法社会学、英米法、ドイツ法、フランス法、中国法
公法	憲法、国法学、立法学、行政法1、行政法2、行政法3、租税法、国際法1、国際法2、国際機構法
民刑事法	民法1、民法2、民法3、民法4、民法5、商法1、商法2、商法3、企業法、経済法、知的財産法、労働法、社会保障法、民事手続法1、民事手続法2、民事手続法3、国際私法、国際取引法、刑法1、刑法2、刑事手続法、刑事学、刑事法政策
政治学	政治学、政治思想史、政治史、日本政治外交史、国際政治学、国際政治経済分析、比較政治学、アメリカ政治、政治過程論、行政学、公共政策

*2単位科目(半期)または4単位科目(通年)として開講されています。



博士学位授与数

	年度	
旧制	大正9年6月以前の学位令によるもの	32 (※28)
	大正9年7月以降の学位令によるもの	94
	旧制計	126 (※28)
新制	昭和47年以前	32 (30)
	昭和48 (1973)	3 (3)
	昭和49 (1974)	4 (3)
	昭和50 (1975)	3 (2)
	昭和51 (1976)	4 (4)
	昭和52 (1977)	1 (1)
	昭和53 (1978)	3 (2)
	昭和54 (1979)	5 (5)
	昭和55 (1980)	4 (4)
	昭和56 (1981)	5 (5)
	昭和57 (1982)	3 (2)
	昭和58 (1983)	6 (5)
	昭和59 (1984)	2 (2)
	昭和60 (1985)	2 (2)
	昭和61 (1986)	5 (5)
	昭和62 (1987)	6 (4)
	昭和63 (1988)	1 (1)
	平成元 (1989)	1 (1)
	平成2 (1990)	2 (2)
	平成3 (1991)	4 (4)
	平成4 (1992)	8 (7)
	平成5 (1993)	3 (3)
	平成6 (1994)	6 (4)
	平成7 (1995)	7 (2)
	平成8 (1996)	8 (7)
	平成9 (1997)	9 (3)
	平成10 (1998)	4 (4)
	平成11 (1999)	14 (6)
	平成12 (2000)	8 (6)
	平成13 (2001)	12 (9)
	平成14 (2002)	7 (5)
	平成15 (2003)	15 (9)
	平成16 (2004)	10 (5)
	平成17 (2005)	7 (2)
	平成18 (2006)	10 (7)
	平成19 (2007)	13 (2)
	平成20 (2008)	21 (0)
	平成21 (2009)	15 (1)
	平成22 (2010)	21 (1)
	平成23 (2011)	20 (5)
	平成24 (2012)	12 (1)
	平成25 (2013)	21 (4)
	平成26 (2014)	19 (5)
	平成27 (2015)	15 (4)
	平成28 (2016)	22 (6)
	平成29 (2017)	14 (3)
	平成30 (2018)	18 (2)
	令和元 (2019)	15 (1)
	令和2 (2020)	18 (1)
	令和3 (2021)	18 (1)
	令和4 (2022)	13 (1)
	新制計	499(204)
	合 計	625(204)(※28)

(※)は推薦によるもので、内数です。

その他の()は、論文提出によるもので、内数です。

修士課程学生数

年度	定員	入学者	修了
昭和49 (1974)	74	17	16
昭和50 (1975)	74	5	15
昭和51 (1976)	74	12	9
昭和52 (1977)	74	8	12
昭和53 (1978)	74	8	7
昭和54 (1979)	74	8	9
昭和55 (1980)	76	15	11
昭和56 (1981)	76	21	16
昭和57 (1982)	76	20	18
昭和58 (1983)	76	25	16
昭和59 (1984)	76	16	23
昭和60 (1985)	76	18	19
昭和61 (1986)	76	12	13
昭和62 (1987)	76	18	12
昭和63 (1988)	76	15	15
平成元 (1989)	76	21	15
平成2 (1990)	76	22	22
平成3 (1991)	76	16	21
平成4 (1992)	90	68	14
平成5 (1993)	90	66	52
平成6 (1994)	90	68	53
平成7 (1995)	90	73	63
平成8 (1996)	90	68	63
平成9 (1997)	90	56	60
平成10 (1998)	90	52	54
平成11 (1999)	90	65	46
平成12 (2000)	90	74	68
平成13 (2001)	90	68	64
平成14 (2002)	90	56	64
平成15 (2003)	90	63	57
平成16 (2004)	45	39	63
平成17 (2005)	45	43	41
平成18 (2006)	15	16	46
平成19 (2007)	15	15	15
平成20 (2008)	15	12	18
平成21 (2009)	15	15	12
平成22 (2010)	15	14	14
平成23 (2011)	15	11	15
平成24 (2012)	15	17	11
平成25 (2013)	15	13	15
平成26 (2014)	15	17	12
平成27 (2015)	15	20	17
平成28 (2016)	21	23	19
平成29 (2017)	21	16	20
平成30 (2018)	21	17	18
令和元 (2019)	21	13	16
令和2 (2020)	21	16	12
令和3 (2021)	21	24	14
令和4 (2022)	21	13	23
令和5 (2023)	21	17	

博士課程学生数

年度	定員	入学者数
昭和49 (1974)	37	14
昭和50 (1975)	37	15
昭和51 (1976)	37	14
昭和52 (1977)	37	9
昭和53 (1978)	37	13
昭和54 (1979)	37	8
昭和55 (1980)	37	9
昭和56 (1981)	37	11
昭和57 (1982)	37	16
昭和58 (1983)	37	22
昭和59 (1984)	37	16
昭和60 (1985)	37	17
昭和61 (1986)	37	18
昭和62 (1987)	37	13
昭和63 (1988)	37	13
平成元 (1989)	37	14
平成2 (1990)	37	17
平成3 (1991)	37	20
平成4 (1992)	37	20
平成5 (1993)	37	11
平成6 (1994)	37	22
平成7 (1995)	37	18
平成8 (1996)	37	18
平成9 (1997)	37	26
平成10 (1998)	37	16
平成11 (1999)	37	19
平成12 (2000)	37	12
平成13 (2001)	37	24
平成14 (2002)	37	15
平成15 (2003)	37	16
平成16 (2004)	30	14
平成17 (2005)	30	20
平成18 (2006)	30	18
平成19 (2007)	30	19
平成20 (2008)	30	27
平成21 (2009)	30	14
平成22 (2010)	30	22
平成23 (2011)	30	16
平成24 (2012)	30	18
平成25 (2013)	30	12
平成26 (2014)	30	18
平成27 (2015)	30	21
平成28 (2016)	24	26
平成29 (2017)	24	17
平成30 (2018)	24	21
令和元 (2019)	24	18
令和2 (2020)	24	18
令和3 (2021)	24	18
令和4 (2022)	24	16
令和5 (2023)	24	16

※「修士課程学生数」及び「博士課程学生数」のデータは、過去50年分に限って掲載しています。

大学院・法曹養成専攻(法科大学院)

法曹養成専攻の教育目標は「自由で公正な社会の実現をなう創造力ある法曹の育成」、すなわち、自主・独立の精神と批判的討議を重んじる京都大学の伝統を承継し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境のなかで、法制度に関する原理的・体系的な理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的问题に取り組むことのできる総合的な法的能力を有する人材の育成を図ることに置かれています。

以上の目標を見据えつつ、本専攻では、具体的には、①法制度を多角的に分析し、批判的思考能力や法的対話能力を高めるために討議を重視した少人数教育を行うこと、②実務への確実な架橋は堅固な理論的基礎のうえにのみ可能だとの認識のもと、基礎科目・基幹科目の充実に努め、また基幹科目においては理論的科目と実務的科目の有機的編成を行うこと、③最先端の法的问题に取り組む能力や法的諸問題を社会的構造や歴史軸の中にも的確に位置づける広い視野を育成するために、多様な基礎法学・隣接科目及び展開・先端的科目を開設すること、④創造的な能力は自らが創造的な活動に携わることなくしては涵養されないとの考えから、密度の高い議論が可能な演習形式の授業の履修とリサーチ・ペーパーの作成を推奨し、また、エクスターンシップなどの実施を通して最先端で活躍する実務家による直接的な指導が受けられる体制を整備することに配慮した教育を行っています。

本専攻のカリキュラムは、理論的部分について、まず基礎知識を固めたうえで応用・実践能力、さらには先端的問題の解決能力を養成し、これと並行する形で実務の基礎教育も行うことにより法曹として活動するために必要な能力が養われるように工夫されており、次のように編成されています。

①基礎科目(12科目30単位)：全科目必修 1年次配当

基本的な法分野について、その理論構造や基礎的概念を理解し、法的思考の基本的枠組みを習得するための科目です(法学既修者は履修を免除)。

・「統治の基本構造」「刑法の基礎」などです。

②基幹科目(18科目36単位)：全科目必修 2・3年次配当

基礎的な法知識を具体的事例に適用するために必要となる法的分析・処理能力を習得するとともに、法曹に要求される基礎的な実務的技能及び倫理観を身につけるための科目です。

・「民法総合」「商法総合」「民事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」などです。

③実務選択科目：2単位以上の選択必修 2・3年次配当

法律事務所での研修やシミュレーション等の実習を通じて、法律知識の実践的意義を理解し、実務への移行をよりスムーズなものとするための科目です。

・「民事模擬裁判」「エクスターンシップ」などです。

④選択科目I*：4単位以上の選択必修 1～3年次配当

政治学などの隣接領域や基礎法学など、広い視野から法や法実務、さらには法曹の意義や役割を分析することで、人間や社会、法律問題に対する洞察力を深めるための科目です。

・法理学、法社会学、法史学、外国法学、政治学の各分野から科目提供します。

⑤選択科目II*：司法試験選択科目に係る科目4単位以上を含め12単位以上の選択必修 2・3年次配当

実務上重要である多様な法分野に関する基礎的理解を得るとともに、最先端の、あるいは複合的な法律問題を分析することで、法曹としてのより高度な実践的能力を得るための科目です。

・「生命倫理と法」「経済刑法」「知的財産法」などの展開・先端科目、及び、「倒産処理法事例演習」などの演習科目です。

*選択科目I・IIとして提供される科目の一部については、科目を履修したうえで、リサーチ・ペーパー(8千字から1万字程度)を作成・提出して別途2単位を得ることが可能です。

専門職学位課程 (法科大学院)学生数

年度	定員	入学者数	修了
平成17(2005)	200	203	134
平成18(2006)	200	202	189
平成19(2007)	200	203	191
平成20(2008)	200	208	187
平成21(2009)	200	206	192
平成22(2010)	160	166	202
平成23(2011)	160	159	164
平成24(2012)	160	170	160
平成25(2013)	160	162	153
平成26(2014)	160	161	148
平成27(2015)	160	156	139
平成28(2016)	160	155	133
平成29(2017)	160	157	129
平成30(2018)	160	158	133
令和元(2019)	160	151	136
令和2(2020)	160	158	129
令和3(2021)	160	159	129
令和4(2022)	160	155	

司法試験 合格者数の推移

年度	合格者数
平成23(2011)	172
平成24(2012)	152
平成25(2013)	129
平成26(2014)	130
平成27(2015)	128
平成28(2016)	105
平成29(2017)	111
平成30(2018)	128
令和元(2019)	126
令和2(2020)	107
令和3(2021)	114
令和4(2022)	119

法曹養成専攻(法科大学院)授業科目

基礎科目

統治の基本構造、人権の基礎理論、行政法の基礎、刑法の基礎1、刑法の基礎2、刑事訴訟法の基礎、財産法の基礎1、財産法の基礎2、家族法の基礎、商法の基礎、民事訴訟法の基礎、法律基礎科目演習

基幹科目

公法総合、行政法総合、憲法総合、刑法総合1、刑法総合2、刑事訴訟法総合1、刑事訴訟法総合2、民法総合1、民法総合2、民法総合3、商法総合1、商法総合2、民事訴訟法総合1、民事訴訟法総合2、民事法文書作成、刑事訴訟実務の基礎、民事訴訟実務の基礎、法曹倫理

実務選択科目

弁護士実務の基礎、刑事弁護実務演習、民事弁護実務演習、検察実務演習、会社法実務演習、刑事裁判演習、民事裁判演習、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、ビジネス法務調査とプレゼンテーション、エクスターンシップ1、エクスターンシップ2、海外エクスターンシップ

選択科目I

現代法理論、現代正義論、法律家のための経済学入門、法の経済分析、法解釈の方法、法政策分析、近代日本の社会変動と法1、近代日本の社会変動と法2、西洋法史、ローマ法の現在、伝統中国の法と裁判、アメリカ法、現代ドイツ法政理論、フランス法、EU法、ヨーロッパにおける外交と国家主権、地方自治体における政策形成、都市・地域計画

選択科目II

生命倫理と法、情報法、現代立法論、地方自治法制、現代の行政法制、環境法1、環境法2、租税法1、租税法2、国際法1、国際法2、国際経済法、国際人権法、経済刑法、刑事制度論、刑事司法・警察行政、消費者法、医事法、医療訴訟の現状と課題、現代商取引法、保険法、上場株式と法、金融サービス規制法、企業・金融取引と私法法制、経済法1、経済法2、競争政策と法、知的財産法1、知的財産法2、特許法特論、倒産処理法1、倒産処理法2、民事執行・保全法、ADRと法、国際私法1、国際私法2、国際民事手続法、国際取引法、労働法1、労働法2、社会保障法、労災補償と労働者福祉、労使関係と法、企業法務1、企業法務2、中国企業取引法、ファイナンスの法と理論、M&A法制、信託法、環境法事例演習、租税法事例演習、債権回収事例演習、知的財産法事例演習、特許法事例演習、倒産処理法事例演習、労働法事例演習、経済法事例演習、憲法理論演習、行政法理論演習、刑法理論演習、刑事訴訟法理論演習、刑事学理論演習、民法理論演習、商法理論演習、民事訴訟法理論演習、租税法理論演習、経済法理論演習、知的財産法理論演習、国際法理論演習、国際私法理論演習、国際取引法理論演習、労働法理論演習、English Presentation、Professional Writing、Introduction to European Private Law、外国法演習



【学習室、自習室について】

法科大学院には、院生のための特別の学習室が設けられています。個々の院生ごとに座席が割り当てられた500席近くのキャレル・デスクが用意され、原則として午前8時30分から午後11時45分まで開室しているほか、無線LANに対応したパソコンを持ち込むことで、インターネットを通じた法律情報検索サービスなどを享受できます。また、併設されている開架資料室には、公式判例集、判例を登載する雑誌、主要な法律雑誌、基本的な法律図書が配架されており、自ら勉強するための充実した環境が整備されています。



学部生・院生の派遣留学制度

留学生の交流は、相互の教育・研究水準を高めるとともに、国際理解・国際協調の精神の醸成、推進に大きな役割を果たしています。

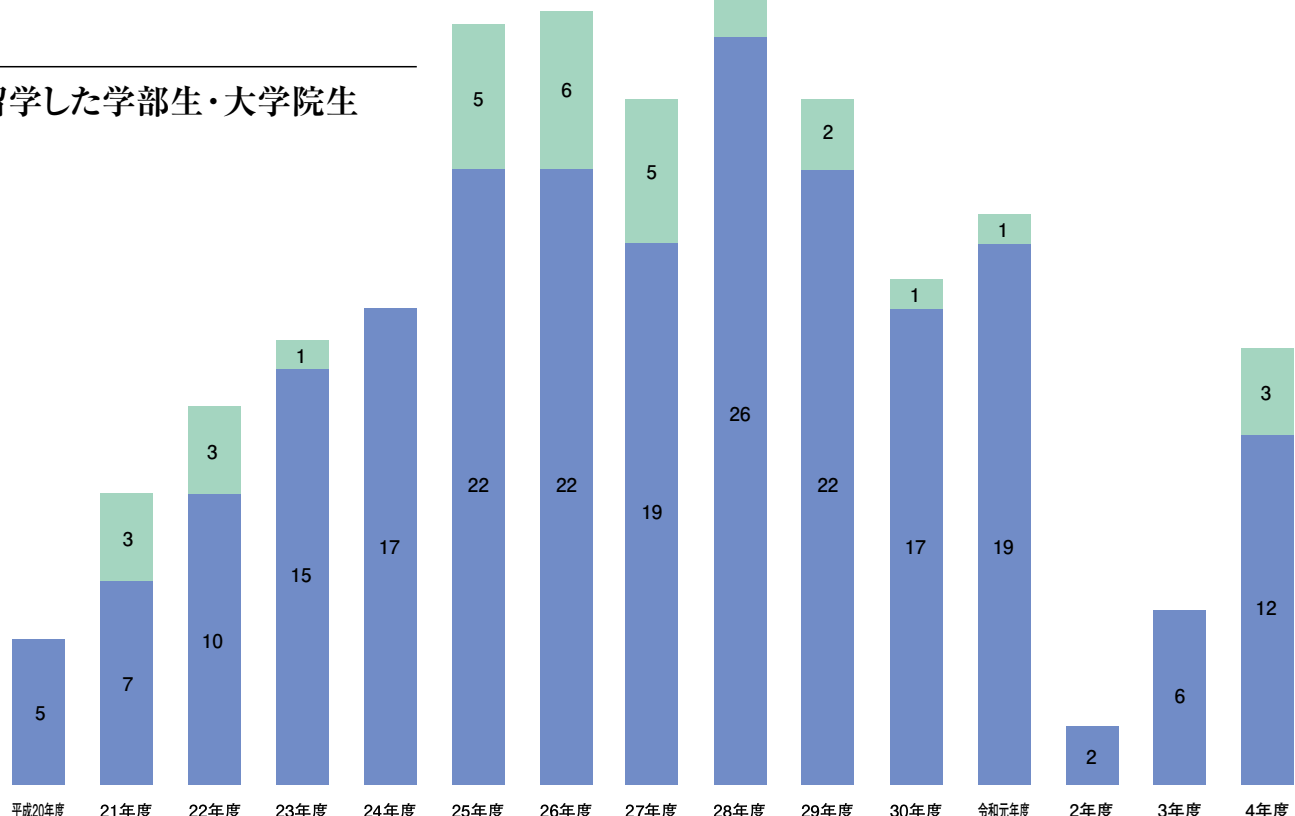
派遣留学に関する諸制度については、京都大学のウェブサイト上に「教育・学生支援」のページ(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/student-3>)がありますので、参考にしてください。

授業料等を不徴収とする 大学間学生交流協定校への派遣留学について

学部生・院生を問わず、京都大学に籍を置いたまま、京都大学と学生交流協定を結んでいる世界各国の大学に留学することができます。この制度は、おおむね1年以内の1学期または複数学期、協定校で教育を受けて単位を取得し、または研究指導を受けるものです。毎年募集を行い、書類選考および必要に応じ面接を行うことにより、派遣留学生を決定します。

派遣期間中は、京都大学の授業料を納めることにより、派遣先大学の授業料は免除されます。学業成績は京都大学に送られてきますので、その結果によって京都大学で単位を取得したものと扱われる可能性も開かれています。なお、留学する際には、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)の海外留学支援制度や財団法人等の奨学生として採用される場合があります。

留学した学部生・大学院生



大学間学生交流協定に基づく 交換留学生の受入れについて

京都大学と学生交流協定を結んでいる世界各国の大学に在籍する学生を2種類のプログラムにより交換留学生として受け入れています。いずれのプログラムも、学生は1学期(6か月)間または2学期(12か月)間、京都大学で学ぶことができます。

1. 京都大学国際教育プログラム(Kyoto University International Education Program:KUINEP)
協定校の学部生が、全学共通科目を中心に履修するプログラムですが、学部で提供する専門科目を履修することも可能です。いずれも本学学生とともに講義を受けます。
2. 京都大学一般交換プログラム
特別聴講学生として学部もしくは大学院が提供する科目を履修し、または、大学院の特別研究学生として教員の指導の下で専門的研究のみを行うプログラムです。

外国人留学生数

平成25年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	1	3	6		10
私 費	1	11	21	2	35
KUINEP				4	4
計	2	14	27	2	49

平成26年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	1	3	6	1	11
私 費	1	11	19	6	39
KUINEP				7	7
計	2	14	25	7	57

平成27年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	2	2	6	4	14
私 費		22	14	8	46
KUINEP				2	2
計	2	24	20	12	62

平成28年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	3	4	3		12
私 費		26	20	6	53
KUINEP				4	4
計	3	30	23	8	69

平成29年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	3	5	3	1	12
私 費		21	14	5	45
KUINEP				2	2
計	3	26	17	6	59

平成30年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	4	3	5		12
私 費		20	20	4	46
KUINEP				7	7
計	4	23	25	4	65

令和元年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	4	1	5	2	12
私 費	1	11	11	6	29
大学間協定				8	8
計	5	12	16	8	49

令和2年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	4	3	6	1	14
私 費	2	18	20	6	48
大学間協定				5	5
計	6	21	26	7	67

令和3年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	4	5	7		16
私 費	3	27	21	8	61
大学間協定					0
計	7	32	28	8	77

令和4年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	3	2	7	1	13
私 費	4	26	16	5	54
大学間協定					0
計	7	28	23	6	67

令和5年度	学部学生	大学院 修士 博士	研究生	その他	計
課程別					
国 費	3	1	6	2	12
私 費	5	22	20	10	63
大学間協定					0
計	8	23	26	12	75

*すべて5月1日現在の数です。その他(私費)とは、研修員、特別研究学生及び特別聴講学生を指します。

部局間学術交流協定締結状況

機 関 名	国・地域名	締 結 年 月
マックス・プランク外国私法および国際私法研究所 Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht	ドイツ連邦共和国	2008年9月
国立政治大学法学院 國立政治大學法學院	台湾	2008年9月
国立台湾大学法律学院 國立臺灣大學法律學院	台湾	2008年9月
フランス政治学財団(シアン・ポ) Sciences Po	フランス共和国	2008年11月
フランクフルト・アム・マイン ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学法学部 Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main, Fachbereich Rechtswissenschaft	ドイツ連邦共和国	2009年8月
清華大学法学院 清华大学法学院	中華人民共和国	2010年5月
ユーリウス・マクシミリアン・ヴュルツブルク大学法学部 Julius-Maximilians-Universität Würzburg, Juristische Fakultät	ドイツ連邦共和国	2011年3月
エネルギー憲章事務局 Energy Charter Secretariat	ベルギー王国	2016年11月
台湾法官学院 台灣法官學院	台湾	2017年5月
ハンブルク大学法学部 Universität Hamburg, Fakultät für Rechtswissenschaft	ドイツ連邦共和国	2018年3月
国際刑事裁判所(ICC) International Criminal Court	オランダ王国	2020年11月

沿革と目的

法学研究科では、1970年代以降、産業構造の変化と国際化に伴い日本社会の法化が進行したのを受けて、昭和54(1979)年に、外国の法律・政治に関する一次資料の収集・研究支援を目的として国際法政文献資料センターを設置し、平成10(1998)年に、理論と実務を架橋する法学・政治学教育・研究の推進を目的として、法政実務交流センターを設立しました。

しかし、21世紀に入り、急加速するグローバル化や科学技術の進歩等に伴い、科学技術の発展や産業構造の変化を推進・制御する法制度の整備、国際標準化競争を勝ち抜く政策・制度構想、気候変動などのグローバルな課題に対応する国際的な協働関係の構築等、新たな課題が突きつけられています。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や生成AIの登場などにより、世界のあり方は急速な変貌を遂げ始めており、このような新たな課題に挑戦し、誰一人取り残さない、人間を主体とするイノベーションの実現を法・政治制度の側面から支え、知識集約型社会へのパラダイムシフトを国際的に先導することが、我が国の法学・政治学に対する喫緊の要請となっています。

そこで、このような先端的な法政策課題について理論と実務が協働して学際的・国際的研究に取り組み、新しい学術領域の開拓とその独創的な担い手の養成を推進することを目的として、令和3(2021)年4月1日に、国際法政文献資料センターと法政実務交流センターを発展的に改組して、法政策共同研究センターを設立しました。

組織

法政策共同センターは、センター長(土井真一教授)、副センター長(曾我謙悟教授)をはじめ、教授11名(法学研究科との兼任6名、医学研究科附属医療DX教育研究センターとの兼任1名、実務家教員専任4名)、特別教授6名、特定教授1名、特任教授2名、客員教授8名、特定助教3名、特定研究員2名、フェロー1名及び協力研究員3名によって組織されており、さらに、法学研究科から14名、公共政策大学院から4名の協力教員が共同研究に参画しています(令和5年6月30日現在)。

また、センターの組織は、センター長が主宰するセンター運営会議の下、ユニットとセクションという2つの組織単位から構成されています。

このうち、ユニットは、法政策課題ごとに編成される共同研究チームであり、従来の法学・政治学の伝統的な学術領域に収まりきらないテーマの学際的・国際的な共同研究を通じて、新し

い学術領域の開拓や授業科目の開発等を目指す基本単位になります。令和3年度に「人工知能と法」、「医療と法」及び「環境と法」の3ユニットを設置して、共同研究を進めており、着実に成果を挙げてきています。また、令和5年度には、新たに「少子高齢化社会と法・政治」ユニットを立上げ、既存の3ユニットと連携して、センターの共同研究にさらなる広がりや深みを持たせる予定です。

これに対して、セクションは、これまで教員所属・教育担当組織として位置付けられていましたが、学際的・国際的研究を行う際には、様々な法政策課題に共通する調査・研究手法等があり、これらを効果的に実施する必要があることから、令和5年度の組織再編により、いわばユニットを横串する新たな基幹的研究組織として設置されることになりました。現在、「数理・実験法学」、「法文化国際研究」及び「政策実務教育支援」の3つのセクションが設置されています。

本センターは、このような4つのユニット及び3つのセクションが連携して、科学技術の発展等が社会にもたらす変化を広く対象とし、それに対応する法制度の社会実装を目指して、実務との協働による学際的・国際的研究を推進していきます。

活動

「人工知能と法」ユニット

「人工知能と法」ユニットでは、人工知能システムの法的リスクマネジメントという観点から、人と人工知能システムとの協調動作時に生じる事故の法的責任分配に関する研究プロジェクト及び情報処理推進機構デジタルアーキテクチャデザインセンターと共同し、人工知能システムのガバナンスアーキテクチャの設計に関する研究プロジェクトを遂行しています。また、株式会社FRONTEOと共同して、企業ガバナンス・コンプライアンスのDX化という観点から、企業不正やコンプライアンス違反の兆候を捉えるための定量的測定方法に関する研究プロジェクトを遂行しています。今後さらに、「アジャイル・ガバナンス」の社会実装に向けたシステム・エンジニアリングと法に関する研究なども取扱っていく予定です。

「医療と法」ユニット

「医療と法」ユニットでは、2023年度にユニット・リーダーが交代し、パンデミック下、ポスト・パンデミック社会における、医療・政治・経済の連携を支える法システムの構築を目指す従来の取り組みや、ケアの観点に注目した医療・生命倫理への法的アプローチの検討を引き継ぎながら、これらを発展させる方向への取り組みの拡大を進めています。

具体的には、外部からの協力研究員の協力も仰ぎながら、大学院医学研究科、同文学研究科との協働のもと、倫理分野の研究を継続するほか、ユニット・リーダーが学内ダブル・アポイントメントの形で所属することとなった、大学院医学研究科附属医療DX教育研究センターとの連携を密にしながら、パンデミックに限定されない、広く医療一般における医療情報の利活用を支える法制度の検討を進める、実務家も巻き込んだプロジェクトを始動しています。さらに、将来的には、疫学や医療経済学の知見も踏まえ、社会保険制度の見直しや、緊急的状況の下での医療に関する意思決定のあり方について提言をしていくことも目指します。

「環境と法」ユニット

「環境と法」ユニットでは、東アジアを中心とする環境問題、とりわけ大気・水に関する越境汚染に関する問題を取り上げ、問題状況を把握した上で、解決に向けた法的・政治的なスキームを具体的に提案することを目指します。また、人類全体の持続可能な発展を実現するためには、地球環境問題の解決とともに、

地球規模での自由貿易体制が維持されることも重要であり、国際情勢が緊迫する環境下における「環境規制の国際的調整」と「投資活動の自由との調和」をはかるための法制度設計についても検討を進めることとします。

「数理・実験法学」・「国際法文化研究」・「政策実務教育支援」セクション

「数理・実験法学」セクションは、数理・実験社会科学等の定量的な研究手法を用いて、個人の行動等を説明するモデルの構築と帰結予測を行うなど、実証的な法政策研究を担うべく、現在、組織整備を進めています。

「法文化国際研究」セクションは、外国の研究機関との国際共同研究・交流を充実させるとともに、センターの研究成果の国際的な情報発信を担います。また、若手研究者による在外研究の支援等に取り組みます。

「政策実務教育支援」セクションは、法科大学院等における実務教育を担うとともに、法政実務セミナーの実施など、理論と実務を架橋する研究を推進していきます。

法政策共同研究センターの概要

目標

先端的な法政策課題について理論と実務が協働して学際的研究に取り組み、国際的議論を主導する法政策構想を提案し、新領域の開拓とその担い手の養成を推進する

センター運営協議会

法学系・法学研究科
教員配置・教育課程
の編成

法学研究科長

センター運営会議

センター長

副センター長

情報発信マネージャー

セクションマネージャー

ユニットリーダー

セクションマネージャー

センター事務局

教育研究支援スタッフ
特定職員 1名
派遣職員 1名

研究組織

人工知能と法ユニット 【人工知能技術の社会実装に向けた法制度の構築】

研究者教員

協力教員

実務家教員

医療と法 ユニット 【医療DXの実現・パンデミックを克服する法制度の構築】

研究者教員

協力教員

実務家教員

環境と法 ユニット 【持続可能な社会を支える国内法・国際法制度の構築】

研究者教員

協力教員

実務家教員

相互連携

政策実務教育支援セクション

- ・立法・行政・裁判実務との連携強化
- ・企業法務との連携強化
- ・政策形成・立法過程への積極的提言
- ・法科大学院・公共政策大学院等での実務教育支援

法文化国際研究セクション

- ・法文化等の国際比較研究の駆動と国際的発信力の強化
- ・国際的な数理・実験法学提点形成のための連携
- ・外国語論文集の企画・編集
- ・英語による教育

数理・実験法学セクション

- ・イノベーションにアジャイルに対応するルールの構築・社会実装
- ・アジャイル・ガバナンス手法によるセクション・ユニット研究の好循環、研究力強化、及び教育への還元の起点
- ・個人の行動、個人と社会の相互作用の動態、法や制度が社会関係を規律するメカニズムを説明するモデルの構築と帰結の予測
- ・数理社会科学の手法を用いたモデルの構築と帰結の予測
- ・認知科学の手法を用いて、モデルの構築・懸賞の基礎となるデータの収集

図書室のあゆみ

図書室は、明治32(1899)年9月京都帝国大学法科大学図書室として開設され、爾来百十余年に及ぶ歴史をもっています。

明治35(1902)年11月、まだ附属図書館の分館であった頃から、分館主任と法科大学図書購入主任のもとに独立した図書室の機能をもっていました。

大正5(1916)年には、「赤レンガ」の通称で、その後長く親しまれた煉瓦造2階建の建物が築かれ、法科大学の研究室・図書室として使用されました。

大正8(1919)年には、法科大学が法学部に改組され経済学部が創設されるに際して、それまでの図書は経済学部との共同管理のもとに置かれることになりました。昭和4(1929)年の新分類体系への移行などは、この法経両学部の協力体制のもとで実現しました。しかし、昭和恐慌による経済事情悪化の波を大学図書館も免れず、外国図書・雑誌購入に著しい支障をきたし、重複購入の整理などを余儀なくされました。

また第二次世界大戦の末期から数年間には、図書購入ははなはだ減少し、図書館職員も応召によって激減、数名で運営せざるをえませんでした。戦火を避けるために、目録カードを今なお残る地下通路に運び込むといったような、苦難の時期を経験したのです。しかし職員の苦心と幸運の甲斐あってか、戦禍に巻き込まれずに済み、第二次世界大戦以前には東洋一とも呼ばれた、法学・政治学の蔵書水準を維持することができました。



昭和24(1949)年5月31日、国立大学設置法公布により、新制京都大学法学部が出発しました。職員が復員するなか、図書館業務にも往時の活気が蘇りました。昭和43(1968)年1月には、従来図書掛の1掛だったのが、整理掛と閲覧掛とに二分され、事務分掌の整理が行われました。

昭和47(1972)年には、書庫の狭隘化、図書室機能の充実等諸般を考慮して、「赤レンガ」旧館を取り壊し、その跡地に地上5階、地下1階建ての建物(法経北館)が完成しました。この建物は、法経両学部の図書室、法学部の研究室として利用され、また、その中の地上7層・地下2層の書庫を階層による区分にしたがって経済学部と共用しています。

その後も図書室利用資格の拡充、開室時間の延長、目録・貸出業務の機械化など、時代のニーズに機敏に対応してきました。

平成25(2013)年7月には、本学の事務組織改編に伴い、整理系業務の一部が本部構内(文系)共通事務部に移管されるとともに、それまでの整理掛と閲覧掛の2掛が、図書掛の1掛に再統合されました。現在は共通事務部と連携しながら、サービスをより向上できるよう努めています。

近年では、法学・政治学分野のデータベースや電子ブックの充実にも力を入れており、多くのデータベースや電子ブックが利用可能となっています。

蔵書と特殊文庫

100年を越える図書室のあゆみは、大学図書館の歴史そのものといっても過言ではないでしょう。令和5(2023)年3月現在、蔵書数は和書約33万4千冊、洋書約41万4千冊、合計約74万8千冊に達しています。その構成は法律学・政治学の全分野にわたるもので、その資料的価値は全国屈指ともいわれています。

またそのなかには内外に誇るべき特殊文庫として、次のようなものが含まれています。

- ・ Hatschek文庫(公法学関係を中心に2,100余冊)
- ・ Thaner文庫(教会法関係を中心に2,600余冊)
- ・ Tuhr文庫(民法学関係を中心に1,900余冊)
- ・ Jescheck文庫(刑事法関係を中心に500余冊)
- ・ 小早川文庫(日本法制史関係を中心に2,000余冊)

これらの貴重かつ潤沢な蔵書が、各方面の研究・教育に今後益々利用されるとともに、法学・政治学の発展の一翼を担うことを願わずにはられません。

<https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/lawlib/>

法学会

京都大学法学会の淵源は、20世紀最初の年、明治34(1901)年2月11日に設立された「政法協會」に遡ります。同協会は、明治39(1906)年に「京都法學會」と改称し、現在では、京都大学法学部と法学研究科の教員および元教員、学生、卒業生を会員とした研究科全関係者のための学術団体として、会員間の知識の交換を図り、学問を通じて相互の親睦を深めることを目的としています。

法学会の主な事業の一つは、学術雑誌「法學論叢」の刊行です。「法學論叢」は、「本邦ノ法学界ニ一新紀元ヲ作リタルノ大雑誌」といわれた政法協會時代の「法律學經濟學内外論叢」の流れをくむもので、その後「京都法學會雑誌」と改題されましたが、大正8(1919)年に法学部から経済学部が分離独立した後は「法學論叢」となり、現在に至っています。「法學論叢」は、法学研究科教員と院生の執筆した研究論文や各種資料を掲載する法律学・政治学の学術専門誌で、その水準の高さはひろく承認されているところです。最近では、法科大学院が開設されたこともあり、「法學論叢」の良き伝統を継承しながら、法学教育により直接的に役立てるため、判例・立法の研究などを掲載する機会も増えています。「法學論叢」は、原則として月1回、年12回発行され、会員には無料で配布されます。

法学会のもう一つの事業は、毎年春と秋に行われる学術講演会です。この講演会は、長期の在外研究から帰国した教員、定年を控えた教員、あるいは最近本研究科に赴任した教員などが、その研究成果に基づく話を行うものです。これは、一般市民にも開放されていますが、学生が、学問研究の実際に親しく触れることができる場になっています。



有信会

京都大学有信会は、京都大学法学部・大学院法学研究科の卒業生、学生、教員、元教員からなる親睦団体であり、在学生も含んで拡大された京都大学法学部・法学研究科同窓会ともいうべきものです。同会は、大正10(1921)年4月、法学会から分離して別個の組織として発足しました。その名称は儒教の五倫の一つである「朋友有信(朋友に信あり)」からとられたもので、織田萬の命名によります。

大正15(1926)年10月に、本学大ホールおよび京都市公会堂において第1回汎有信会大会を開催し、それ以来、戦時期など一時の中断を見たものの、原則として3年ごとに京都で、全会員の集いとして、汎有信会大会を開催してきました。このほか、新入生・卒業生の歓送迎会、旅行・見学などの活動が戦前から続けられてきました。昭和18(1943)年には有信会歌の制定もあり、戦後昭和29(1954)年からは、卒業生をも含めた全会員の交流の絆として、「有信会誌」(年1回)を刊行しています。現在でもこれらの活動は受け継がれており、毎年有信会誌の発行、新入生歓迎会、教員学生親睦旅行、先輩会員の講演会などの開催のほか、卒業アルバム製作にも携わっています。

大学をめぐる環境がめまぐるしく変化する昨今の情勢に対応して、大学と卒業生とのつながりをより密にすべく、有信会は平成14(2002)年11月10日の汎有信会大会にて、全国組織化しました。その一方、有信会には、東京、近畿、東海、広島、福岡の各支部があり、北海道には連絡所があって、それぞれの支部等においても、定期的に総会が行われています。

<http://www.yushinkai.gr.jp/ku/>



キャンパス・マップ



法学部・法学研究科 概要 2023年版

発 行	2023年 8月
-----	----------

発行者	法学研究科広報委員会
-----	------------

	〒606-8501 京都市左京区吉田本町
--	----------------------

	Tel.(075)753-3102
--	-------------------

	https://law.kyoto-u.ac.jp/
--	---

京都大学
法学部・法学研究科

●

概 要

